

地域社会の変化

以前、ある協同組織の県連合会が出先事務所を整理統合した時の話をお聞きする機会があった。

農林水産業の環境が難しくなり、また、系統外の事業者との競争が激しくなるなかで、組織のスリム化・効率化の推進は大きな課題の一つとなっているが、いかにして会員組合の理解を得つつ、機能・サービスの水準を確保しながらすすめるか、当事者の方々の並々ならぬご苦労を大いに実感させられたものである。ところが、その時うかがった話では、それに勝るとも劣らないご苦労がほかにもあるとのことであった。それは、地元市町村の理解をなかなか得られなかったということである。

そのケースでは、職員の家族を含めて10人足らずの人口流出になるのであったが、事務所の整理統合が課題になるような地域は人口の減少が進んでおり、地元行政サイドからは、人口減少につながる事務所の撤退には強い抵抗が出るのだという。さらに、整理する事務所はその町の目抜き通りにあるが、撤退後の入居者を見つけることが困難で、町の中心地が寂しくなることも問題になった。この町は、伝統文化で全国的にも有名な町なのであるが、人口流出と過疎化の問題をひしひしと感じさせられたものであった。

「過疎」という言葉が政府の文書で初めて使われたのは、昭和42年の「経済社会発展計画」における次のような記述においてであった。「農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう。」

以来40年近くにわたり過疎化はとどまることなくすすみ、人口減少や高齢化が進行するなかでの「地域社会の基礎的生活条件の確保」がいよいよ目前の課題として意識されつつある。

地域社会の変化をどう受け止め、どのように対応すべきか、個々の住民の転出を抑える当面の努力だけでは解決にならないことは明白ではあるものの、だれもが納得する対策は見当たらないのが現実であろう。

本号では、このような地域社会の変化を踏まえての農村人口の将来見通しと地域活性化の課題および高齢化に対応する農協の介護事業への取組み、また、地域協同組織の基本的なあり方についての研究成果等についてとりあげた。

今月のテーマ

地域社会の変化と協同組合

今月の窓

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

農村人口の将来見通しと地域活性化の課題

石田信隆 ― 2

3 年目に入った農協の介護保険事業の現状と課題

内田多喜生・木村俊文 ― 18

地域協同組織研究会報告

暮らしの豊かさを取り戻すために

平井 隆 ― 45

談 話 室

農業における「普遍」について

京都大学名誉教授 渡部忠世 ― 16

組合金融の動き

ペイオフ凍結解除をめぐる最近の動き

重頭ユカリ ― 56

統計資料 ― 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農村人口の将来見通しと地域活性化の課題

〔要 旨〕

1. わが国の人口は、明治時代に入って以降継続的に増加してきたが、出生率の低下を背景に、数年後には減少に転ずることが見込まれており、増加から減少への転換点を迎えている。その影響を地域別に把握することを目的に、今回、都道府県別の人口を市部・郡部に分けて、2030年まで5年ごとに将来推計を行った。
2. 全国の人口は、2005年をピークに減少に転じ、2030年には1億1,200万人と2000年より12%減少する。都道府県別にみると、2030年の人口が2000年を上回るのは2県にとどまり、2030年時点では全都道府県で減少過程にあるなど、人口減少の動きは将来すべての都道府県共通の問題になると予想される。
3. これを市部・郡部別にみると、地域によって人口の増減に大きな差がでると予測される。2000年と2030年の人口を比較すると、人口が増加するのは市部・郡部ともに3県にとどまり、全国的に減少傾向が強い。このなかで、郡部では特に減少度合いが大きくなると予測され、12都道府県の郡部において人口が30%以上減少すると見込まれる。
4. 人口の減少に伴い、高齢化も進展する。2030年の65歳以上人口割合は28.4%と現在の17.4%よりさらに高くなる。郡部では特に高齢化が著しく、40の都道府県の郡部で人口の30%以上が65歳以上になると見込まれる。
5. 今後農村地域では人口減少と高齢化が著しくすすむ地域が多くなるとみられ、このような長期的な見通しを踏まえたうえで、地域活性化のための有効な取組みを実践することが求められる。基幹産業としての農林水産業の振興はもちろんであるが、さらに、ソフト面も含めた地域の魅力を高める取組み、縦割りを脱却した取組み、活性化に取り組む各主体を結びつけ相互に触発させあう活動、これらを全体として盛り上げる農協の取組みが重要であろう。

目 次

はじめに

1．今回の人口予測の方法

(1) 推計の方法

(2) 仮定値の設定

2．地域別にみた人口動向

3．将来人口の推計結果

(1) 全国人口の推計結果

(2) 都道府県別人口の推計結果

(3) 市部・郡部別人口の推計結果

(4) 高齢化の進展

4．人口動向からみた地域活性化の課題

(1) 人口問題・地域問題の変遷

(2) 人口減少と高齢化がもたらすもの

(3) 地域活性化の課題

はじめに

わが国の人口は、江戸時代に入りほぼ3千万人台で安定的に推移し、明治初期の人口は約3,500万人であった。^(注1)その後は継続的な人口増加過程に入り、1912年（大正元年）に5千万人を超え、1967年（昭和42年）には1億人を突破した。2000年には1億2,700万人に達し、現在なお増加が続いているものの、出生率の顕著な低下を背景に数年後には人口が減少に転ずると見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の超長期推計によれば、2088年（平成100年）のわが国の人口は7千万人にまで減少すると予測されている。^(注2)

このように、わが国の人口は、増加から減少への転換点を迎えており、それに伴って新たに生ずるさまざまな問題について、関心の高まりがみられる。よく問題にされるのは、高齢化の急速な進展に伴い、「一人が何人を養うことになるか」ということであり、これは、年金・医療制度のあり方に

つながる問題としても注目されている。しかし、人口減少に伴う問題は、地域別の視点からもよくみることが重要である。それは、わが国においては、人口増加の過程は同時に、市街地の拡大と農村から都市への人口移動の過程でもあったことから、その結果、地域別にみると顕著な人口偏在と人口構成の違いが生じているからである。

わが国における地域人口の将来予測としては、国立社会保障・人口問題研究所により5年ごとに実施されている「都道府県の将来推計人口」が代表的なものである。^(注3)しかし、わが国における人口の偏在は地方圏と大都市圏の間だけでなく、地方圏の中の都市部と農村部の間でも顕著になっていることを考えると、上記のような問題意識からは、都道府県別推計よりさらに細かい地域区分で推計を行うことが望ましいと考えられる。

このような観点から、当研究所では1992年に都道府県別・市部郡部別の人口推計を実施し、公表したが、^(注4)その後10年が経過し二度にわたる国勢調査が実施されているこ

と、また、その後出生率の見通しや人口の社会移動の状況に変化がみられることを踏まえ、今回改めて将来推計を行い、あわせて地域活性化の課題について考察することとした。本稿はその概要をとりまとめたものである。

(注1) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2002年3月)

(注2) 同「日本の将来推計人口」(2002年3月)

(注3) 同「都道府県の将来推計人口」(平成14年3月推計)

(注4) 拙稿「21世紀の農村人口と労働力」(『農林金融』1992年6月号)

1. 今回の人口予測の方法

今回の予測は、下記のとおり、仮定値の設定の考え方を除き1992年に実施した方法と基本的には同じ方法を採用し、1995年および2000年の国勢調査結果を用いて実施した。

(1) 推計の方法

都道府県を2000年国勢調査時点の市部(都区部を含む)と郡部に分け、国立社会保障・人口問題研究所と同様の「コーホート要因法」^(注5)によりそれぞれの地域人口を推計した。

基準年次は2000年とし、2030年までの30年間について、5年ごとに、男女・年齢(5歳区分)別に推計した。

同じような将来推計としては、農家人口や農業就業人口の推計が行われている。これらは、それぞれに意味のある推計であるが、特定の地域に着目して推計しようとする

る今回の目的とは異なる手法である。もちろん、現実には、市部も農村的な地域を広範に含んでおり、また郡部も観光や工業立地により非農家人口を多く含む地域が少なくないのであるが、農村地域・都市地域の将来像を知るうえで、市部・郡部別にみるのが適切と判断し、この手法を採用したものである。

(注5) コーホート要因法は、基準年次の男女・年齢別人口をもとに、仮定値として女子の年齢別出生率、男女・年齢別生存率、男女・年齢別社会移動率を設定して将来人口を推計する。

なお、社会移動率のデータは、この推計で必要になる詳細なレベルでは得られないため、1995年人口を基に2000年の封鎖人口(社会移動がないと仮定した場合の人口)を算出し、これと実績値との差を社会移動人口として、移動率を算出した。

また、別途全国ベースで男女・年齢別人口を推計し、都道府県・市部郡部別の推計値の合計が全国値に一致するように補正した。なお、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別推計も同様の補正を実施している。

(2) 仮定値の設定

(注5)に記載した仮定値を、都道府県・市部郡部別に設定した。

前回の推計では、出生率は徐々に回復し、生存率は向上するものと仮定していたが、今回は出生率・生存率とも、最近の実績が将来も続くものと仮定した。これは、地域人口の将来の姿をみようとする本推計にとって他の要因は排除する方が適切と判断されるからである。

また、社会移動率も、(注5)記載の方法で算出した移動率が将来も不変と仮定した。

2. 地域別にみた人口動向

まず、過去における地域別の人口動向について概観する。

わが国においては、1920年時点では市部人口が1千万人で全体の18%にすぎず、全国人口の大多数が郡部に居住していた（第1表）。その後、市部人口は一貫して増加を続け、1955年には市部人口が郡部人口を上回り、2000年には全国人口の8割弱が市部に居住するまでになっている。

これは、郡部から市部への人口移動によるところが大きかったが、そのなかで、市部の面積も顕著に拡大がすすんだ。市部面積は、1920年時点では全体の0.4%にすぎな

かったが、2000年には28.1%を占めるにいたっている。

また、人口の密集状況を表すものとして「人口集中地区」がある。これは、人口密度等を基準に実質的に人口が集中している地区を指すが、第2表にみるとおり、人口集中地区に居住する人口が大半になっている。なお、定義からわかるとおり、人口集中地区は時点により変化するため、今回実施した地域人口推計の地域としては採用しない。

3. 将来人口の推計結果

(1) 全国人口の推計結果

今回の将来推計結果によると、全国人口

第1表 市部・郡部別人口および面積推移

(単位 千人, %, km², 人/km²)

	人口		人口の割合		面積		人口密度	
	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部
1920年	10,097	45,866	18.0	82.0	1,375	380,433	7,341	121
1940	27,578	45,537	37.7	62.3	8,852	373,693	3,115	122
1960	59,678	34,622	63.3	36.7	82,904	292,801	721	120
1980	89,187	27,873	76.2	23.8	102,651	273,897	870	104
2000	99,865	27,061	78.7	21.3	105,999	270,782	943	102

資料 総務省統計局「国勢調査報告」

第2表 人口集中地区の人口等推移

(単位 千人, km², 人/km²)

	人口		面積		人口密度	
	人口集中地区	人口集中地区以外の地区	人口集中地区	人口集中地区以外の地区	人口集中地区	人口集中地区以外の地区
1960年	40,830	52,589	3,865	370,898	10,563	144
1980	69,935	47,126	10,015	367,693	6,983	130
2000	82,810	44,116	12,457	365,416	6,647	122

資料 第1表に同じ

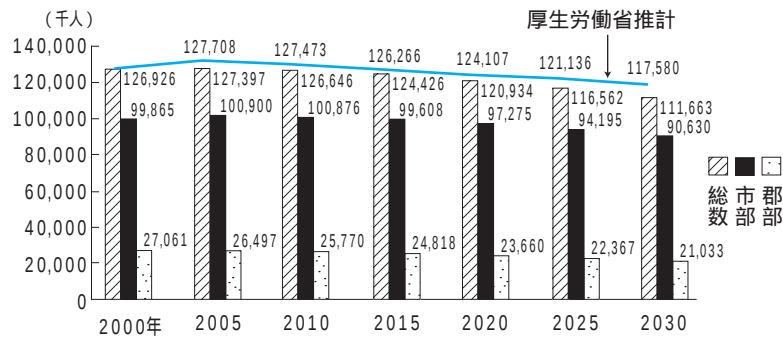
(注) 「人口集中地区」は国勢調査の定義によるものであり、概略下記の考え方により設定されている。

(1) 国勢調査基本単位区を基礎単位とする。

(2) 人口密度の高い基本単位区(原則4,000人/km²以上)が隣接していること。

(3) それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

第1図 将来人口推計結果



資料 筆者作成，以下同じ
(注) 本文(注2)を参照。

は2005年に1億2,739万7千人でピークを迎えた後減少を始め、2030年には1億1,166万3千人と2000年を12%下回る水準になる(第1図)。これを国立社会保障・人口問題研究所の2002年3月推計と比較すると、2030年で同研究所推計値を約600万人下回るなど、全体に低目の推計となっている。これは、同研究所の場合は、将来は平均寿命がさらに伸びる等、生存率と出生率の仮定を詳細に行っている一方で、この推計ではこれらの仮定値を現状で固定したことによるものである。しかし、全体としては、将来人口の趨勢は両者とも一致しており、

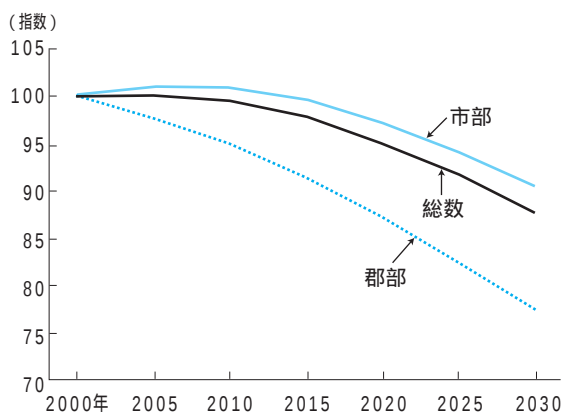
妥当な推計値であると判断される。

これを市部と郡部に分けてみると、市部人口は2005年にピークを迎えた後減少を始め、2030年には9,063万人となり、2000年を9%下回る。一方、郡部人口はすでに減少過程に入っており、2030年には2000年より22%少なくなる等、減少傾向がより顕著である(第2図)。

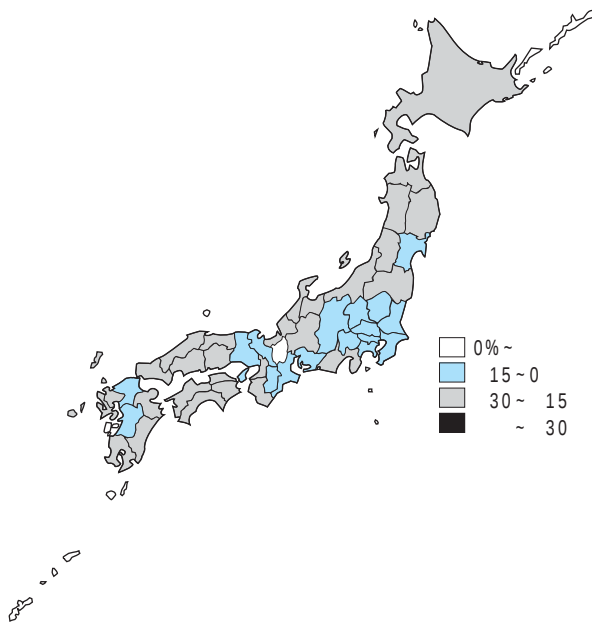
(2) 都道府県別人口の推計結果

都道府県別の将来人口を、全国人口がピークを迎える2005年および2030年について示したのが文末掲載の付表1である。都道府県別にみると、2030年時点で2000年の人口を上回っているのは滋賀県と沖縄県のみであり、他の都道府県はすべて減少する。なお、紙幅の都合から国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別推計値は掲載していないが、当研究所の予測値が全体として低目になっているものの、各県とも傾向としては同様の推計値となっており、都道府県別にみても妥当な予測結果となっている。

第2図 全国人口の推移予測(2000年=100)



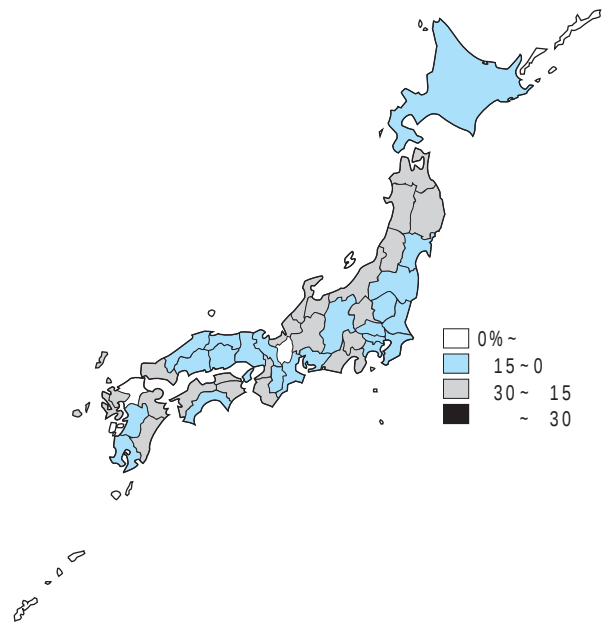
第3図 2000年～2030年の人口増減
(市部・郡部計)



第3図は、これを2000年から2030年にかけての増減率で図示したものである。三大都市圏および宮城県、福岡県等では15%～0%と比較的減少率が小さいが、その他の地域では15%を超える大きな減少率となることが予測される。

また、人口減少率の度合いにより、都道府県別にみた人口のピークの時期も異なっている。人口減少度合いが比較的小さい県を中心に2025年にピークとなる県が2県、2005年ないし2010年にピークを迎える県が17県ある一方で、28の県において人口のピークが2000年ないしそれ以前となっている。そして、2025年から2030年にかけては、すべての都道府県で人口が減少に向かうと予測される。

第4図 2000年～2030年の人口増減
(市部)



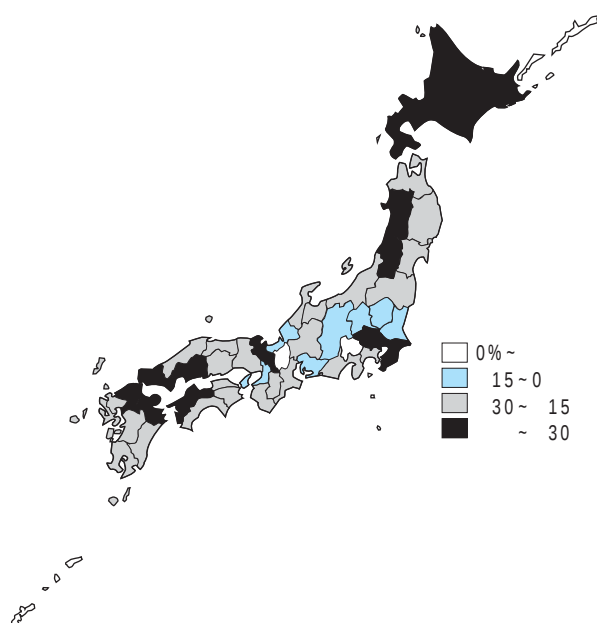
(3) 市部・郡部別人口の推計結果

全国の将来人口を市部・郡部別に分けてみた場合、すでに述べたとおり郡部人口の減少が大きいとみられるが、これを都道府県別にみると、この傾向が一層顕著にあらわれる県がでてくる。

市部人口が2000年から2030年にかけて増加するのは、第4図にみるとおり、滋賀県、福岡県、沖縄県の3県にとどまる。そして、東北、北陸、東九州等を中心に人口が15%以上(30%未満)減少する県が22県にのぼると予測される(詳細は文末付表2参照)。

郡部人口をみると、減少がさらに大きくなる県がでてくる。増加するのは山梨県、滋賀県、沖縄県の3県にとどまり、逆に、30%以上減少する県が北海道、秋田、山形、愛媛等12都道府県にのぼる等、全体として

第5図 2000年～2030年の人口増減
(郡部)



減少度合いが一層強まる(第5図。詳細は文末付表3参照)。

(4) 高齢化の進展

a. 全国人口でみた高齢化の進展

人口の減少は、同時に、人口の年齢構成の高齢化をもたらす。

第3表 年齢別人口構成の推移

(単位 千人,%)

		2000年		2030	
			構成比		構成比
全国	総数	126,926	100.0	111,663	100.0
	0～14歳	18,505	14.6	12,538	11.2
	15～64	86,378	68.1	67,447	60.4
	65～	22,042	17.4	31,678	28.4
市部	総数	99,865	100.0	90,630	100.0
	0～14	14,437	14.5	10,092	11.1
	15～64	69,287	69.4	55,758	61.5
	65～	16,142	16.2	24,780	27.3
郡部	総数	27,061	100.0	21,033	100.0
	0～14	4,069	15.0	2,446	11.6
	15～64	17,091	63.2	11,689	55.6
	65～	5,901	21.8	6,898	32.8

2000年の全国人口について年齢別構成比をみると、年少人口(0～14歳)は14.6%、生産年齢人口(14～64歳)は68.1%、老年人口(65歳以上)は17.4%となっている(第3表)。これらの指標について、30年前の1970年の数値をみると、それぞれ23.9%、69.0%、7.1%であったことから、すでに年少人口の減少と老年人口の増加が相当すすんでいることがわかる。なお、老年人口割合を主要国と比較すると、わが国は、イタリア(18.1%)、ギリシャ(17.6%)、スウェーデン(17.4%)に次ぐ高い水準になっている。^(注6)

この傾向は今後もすすみ、2030年には年少人口の割合が11.2%と1970年のほぼ半分になり、老年人口は28.4%と1970年の4倍の比率になる。高齢化の進展が多くの先進国で共通の現象になるなかで、わが国ではとくに速いスピードですすんでいるといわれるが、それはこれらの数値からみても明らかであろう。

そして、高齢化は郡部においてとくに顕著にすすむことが予測される。第3表にみるとおり、すでに郡部の老年人口割合は21.8%となっているが、2030年にはほぼ3人に1人が65歳以上になる。

また、市部においても、2030年における老年人口の割合は27.3%と、2000年の郡部の割合を大きく上回ることになり、今後人口の高齢化が、郡部のみならず全国共通の問題として注目されてくると考える必要があるだろう。

(注6) 外国の指標は、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」による。

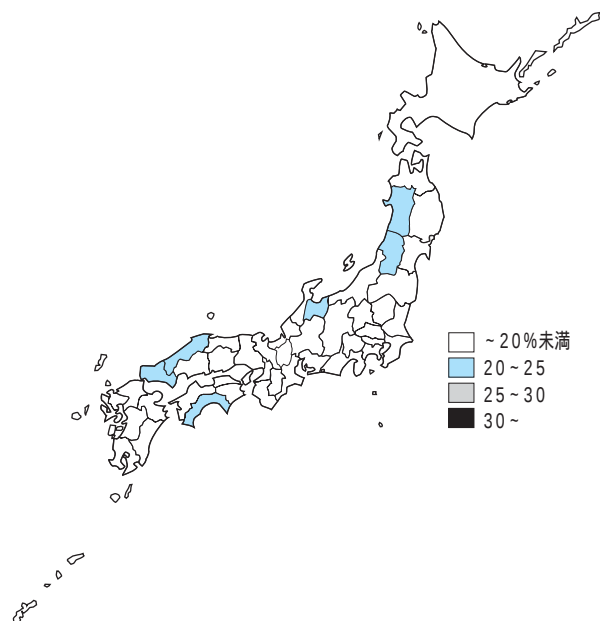
b. 都道府県別にみた高齢化の特徴

このような人口の高齢化は、都道府県別、市部・郡部別にみると、一層顕著にあ

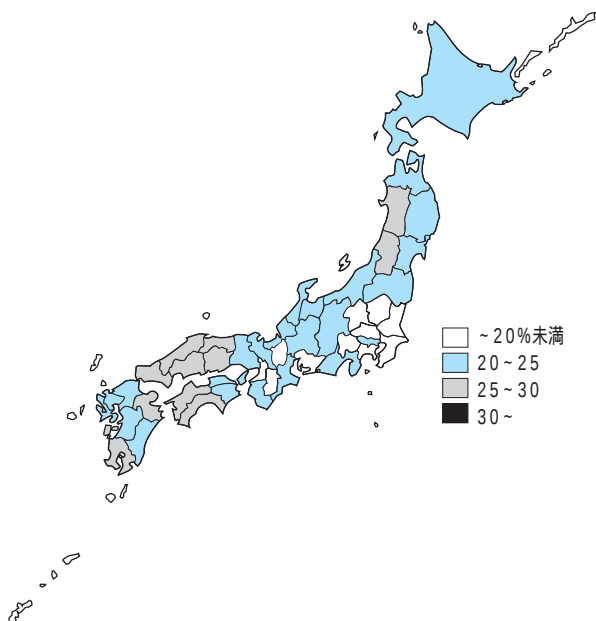
らわれる地域がでてくる。

第6～9図にみるように、2000年から2030年にかけて、市部・郡部ともに老年人口

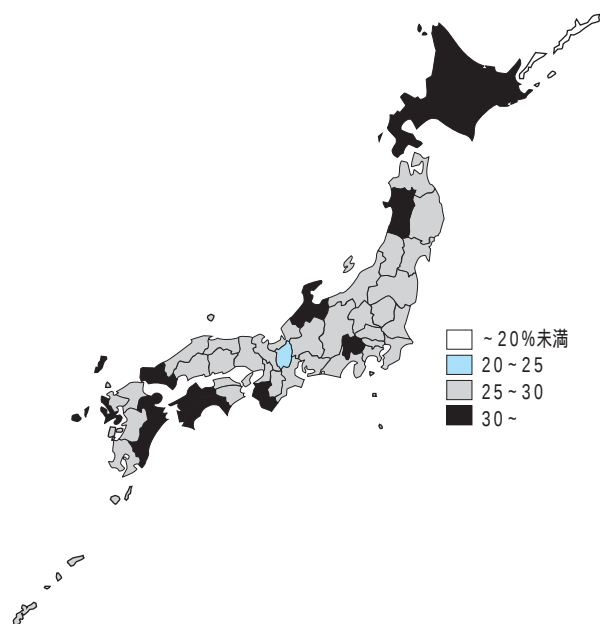
第6図 65歳以上人口の割合
(2000年・市部)



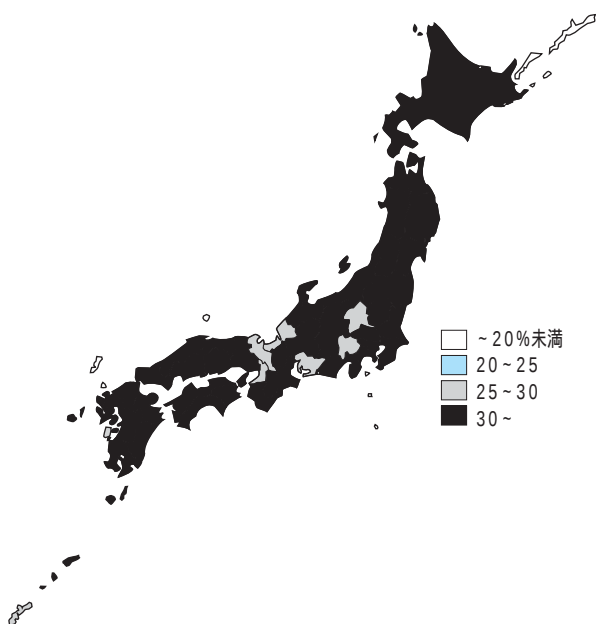
第7図 65歳以上人口の割合
(2000年・郡部)



第8図 65歳以上人口の割合
(2030年・市部)



第9図 65歳以上人口の割合
(2030年・郡部)



の割合は大きく上昇するが、とくに郡部では、40の都道府県で老年人口の割合が30%以上になると予測される(詳細は文末付表4参照)。このように、人口減少についてと同様、人口の高齢化についても、とくに郡部において顕著に進行するものと予測される。

4．人口動向からみた 地域活性化の課題

(1) 人口問題・地域問題の変遷

戦後におけるわが国の人口動態を特徴づける動きは、まず、終戦直後のベビーブームに始まった。その後、経済の復興と高度経済成長の開始は、地方圏から三大都市圏への人口の大量移動をもたらした。人口問題とはその社会移動に伴う問題であるとして意識されるようになった。

しかし、高度経済成長の終焉とともに、それがもたらした大都市部における過密に伴う弊害、一方地方における過疎の問題が注目されてくる。これが国の施策に反映された典型的な例として、1977年の第三次全国総合開発計画(「三全総」)があげられる。三全総では次のような認識を示し、大都市集中の流れが変化しつつあるとした。

「...明治初頭以来1世紀にわたって集中をもたらした経済社会の発展が集中の結果として分散のメカニズムをはぐくみ、人口、産業の地域的展開の基調は、大都市への集中から地方都市での集積へと転換する兆しを見せはじめている。」

そして、計画の基本的目標として「居住環境の総合的整備」を掲げ、それをおして人口の定住を図る「定住構想」が提示された。

また、このような考え方は1980年代に入ってからさらに強まり、「地方の時代」が流行語となった。

このような発想は、理念としては極めて優れた考え方であった。しかし、その実現のための具体的な手段には制約があり、「定住構想」は理念にとどまった感が強い。

すなわち、その後の人口の動きをみると、経済成長が鈍化するとともに三大都市圏での過密の弊害が強まるなかで、地方圏から三大都市圏への人口移動の流れは弱まる一方で、それぞれの地域のなかで、農村部から都市部への人口移動が継続し、農村部では引き続き人口減少が継続するという形が定着してきている。

このようななかで、人口問題としては著しく低下した出生率が注目を集め、現在にいたっている。

(2) 人口減少と高齢化がもたらすもの

先に記述した今回の人口推計結果は、未来像としてはあまり明るいとはいえないものであるが、ここで述べたような戦後の人口動態の結果として現在があることを考えると、今回の推計が示す未来像に対して即効的な対策を探すのは難しいと思われる。

すなわち、都市から農村に向かったの逆方向の人口移動が起こらないことと、出生率の急速な向上が見込めないことを前提と

すると、大筋として今回の推計が示す方向にすすんでゆかざるをえないと考えられるのである。

しかし、人口減少と高齢化は、地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想される。

まず、労働力の減少と高齢化が地域の経済に広範な影響を及ぼすことが予想される。すなわち、農村地域の基幹産業である農業の担い手確保が一層困難になろう。また、集落営農等地域での共同した取組みが前提となっている仕組みがどのような影響を受けるかについても、留意することが必要である。さらに、すでに問題となりつつある林業労働力の確保も一層難しくなる。これらの結果として、地域におけるさまざまな経済活動をとおして資源の管理面でも果たしている機能にも影響が出よう。すなわち、水田の管理をとおした水管理、森林管理等である。

また、地域に進出した企業においても、当初想定した量と質の労働力の確保に支障がでてくることも考えられる。

地域人口の減少は、域内における消費の減退をもたらし、小売・サービス業に影響を及ぼそう。

また、農村部における老年人口の割合が世界的にみても過去に例のない水準にまで上昇することにより、高齢者の居住のありかたや介護のありかた等、新しい課題を地域にもたらしてくる。

さらに、地域の文化の継承面でも大きな制約が出てくることが予想される。

このようななかで、自治体のありかたや

合併動向にもさまざまな影響が及んでくることが予想される。

留意する必要があるのは、先にまとめた将来人口の姿は、あくまで都道府県別・市部郡部別の、それぞれの平均値であるということである。実際には、これらの姿よりさらにすすんだ地域が数多く出てくるのが予想されるのであり、こうした点も十分考慮に入れておく必要がある。

このように、現在の人口動向の行く先には多くの問題があると予測されるのであるが、一方、こういった人口の動きを変える有効な手段を欠いているのが現在のわが国である。これは、巨大なタンカーがすぐには止まれないのと同じ状況にあるといえ、今、求められているのは、船の行く先を遠くまで見通しながら、適切な手を打っていく、優れた水先案内であるといえよう。

これに対する決定的な答えは、今のところみつからない。今後、地域地域で、さまざまな取組みをとおして見出していくしかないと考えるが、以下に、筆者としての私見を述べ、本稿を終わることとしたい。

(3) 地域活性化の課題

a. 農林水産業の維持・発展

人口が流出している地域の基幹産業は農林水産業であり、その維持・発展が基本的な取組課題となる。したがって、産業としての農林水産業政策を考える場合にも、人口問題・地域問題をも十分に視野に入れた対応が必要である。

かつて筆者が地方に勤務した際、他の地

域からみると考えられないほど充実した農地基盤整備が実現しながら、後継者不足に悩んでいる地域を訪れたことがある。現在の条件は相対的に有利ではあっても、若者は、将来に希望が持てなければなかなか農村にはとどまらないということを痛切に感じさせられた。

現在進められているWTO交渉など、輸入自由化交渉においても、このような人口問題、地域問題の観点を十分に踏まえてすすめることが必要である。また、農村地域の将来像をどのように描くのかについて、もっと都市住民の間でも関心が高まってよいのではないかと思われる。

b．地域の「価値」と「豊かな過疎」

わが国の社会が全体として成熟化に向かうなかで、自然、安全、安定等に対する志向が強まっており、農村地域の持つ特性はこれからの社会のなかでますます重要なものになってくる。

したがって、今後の農村地域の活性化を考える場合、地域の産業の活性化とともに、よりソフトな面での地域の魅力を高める取組みが重要になる。

こうした面では、従来からさまざまな取組みが行われている。地域の文化・伝承を残す取組み、「美しい村」づくり、クラインガルテンへの取組み、都市と農村の交流、ひまわり・チューリップなどいろいろな花で有名になった町、特色のある温泉町づくり、ユニークなイベントなどなど、「地域おこし」への取組事例は極めて多数にのぼっ

ている。もちろん、すぐに所期の成果があがる例は少数派であろうし、単に奇をてらったり箱ものの作りに終わっている例もあるが、このような地域の「価値」を高める取組みをすすめる、地域の中の人々自らが、自分の地域に魅力を感じ、誇りに思えるような取組みを重ねることが、不可欠であろう。

かつて地方に勤務した際、ある系統事業の大先輩の方から伺った話である。その方が運営されている組合も人口が流出している地域にあるのであるが、人口減少自体は地域にとってマイナスではあるものの、むしろそのなかで、いかにして「豊かな過疎」を実現するかが課題だと話されていた。

その地域では、文字通り経済的にも豊かな過疎を実現されていたのであるが、この「豊かな過疎」という言葉は、経済的な意味を超えるより広い意味でも示唆に富んだものであると思う。「豊かさ」にたいする考え方が変化し多様化するなかで、「豊かな過疎」を積極的な考え方として位置付け、追求していったはどうであろうか。

また、このような取組みをすすめるうえで、ITの活用がもっと積極的に図られるべきであろう。瞬時にして世界の人々とつながることができる時代の到来は、地域の人々の間や、都市との間の距離が大きい農村部においてこそ、大きなメリットをもたらすはずである。

c．縦割りからの脱却

人口が減少し、全体のパイが縮小するな

かでは、従来の縦割り型の組織・事業のありかたを見直すことも必要になろう。縦割りのシステムにこだわっていくと、それぞれの事業が先細りとなり非効率化してゆき、最終的には存立が難しくなりかねない。

以前訪れたある町の第三セクターは、農作業の受託のほかに、森林作業、運動公園の管理、町道の維持管理、さらには公用車の運転まで業務とし、このように多様な仕事を引き受けることをとおして、通年的・安定的な業務量の確保を図っていた。

このような縦割りを脱却した事業方式の採用や、既存の組織間連携の強化も対応方向のひとつとして検討する価値があるろう。

d．活性化への取組主体と農協

これからの地域の活性化について考えるとき、重要なことは、それぞれの取組みが単発的なものに終わらずに、お互いに影響しあい触発しあうような動きを生み出していくことではないだろうか。個々の取組みが孤立した取組みにとどまるならば、地域を大きく変えることは容易ではないが、ひ

とつの動きが他の動きを触発し、またそれぞれの動きがお互いに影響しあうような動きを作れば、地域を変える大きな力を生み出すことにつながろう。

そういう意味で、地域において、個々の取組みをお互いに触れ合わせ、触発させあうような、いわば触媒の役割を果たすような人や組織が求められてくる。

このような点も含めて、農協の果たすべき役割には極めて大きなものがあると思われる。農協の組合員は農村地域での居住人口の多数を占めており、地域の将来方向について深い関心をもっていることから、地域の将来の姿をよく見通し、長期的なビジョンを打ち立てることは、農協にとって本来的な課題である。そして、そのような取組みのなかで、組合員や地域の住民との間で築いてきた幅広いつながりを生かし、先に述べた「触媒」としての場や機能を提供する主体としても、大きい役割を発揮することができるのではないであろうか。

次頁以降(14～15頁)に付表1～4を掲載

(基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)

付表1 都道府県別推計人口

(単位 千人,%)

	2000年	2005	2030	2030 / 2000
全 国	126,926	127,397	111,663	12.0
北海道	5,683	5,645	4,790	15.7
青森	1,476	1,457	1,163	21.2
岩手	1,416	1,402	1,151	18.7
宮城	2,365	2,384	2,161	8.6
秋田	1,189	1,154	848	28.7
山形	1,244	1,220	972	21.9
福島	2,127	2,104	1,743	18.1
茨城	2,986	2,996	2,598	13.0
栃木	2,005	2,012	1,754	12.5
群馬	2,025	2,033	1,763	12.9
埼玉	6,938	7,063	6,469	6.8
千葉	5,926	6,019	5,484	7.5
東京	12,064	12,241	11,306	6.3
神奈川	8,490	8,666	8,102	4.6
新潟	2,476	2,444	1,983	19.9
富山	1,121	1,111	899	19.8
石川	1,181	1,144	962	18.6
福井	829	825	700	15.6
山梨	888	888	780	12.1
長野	2,215	2,222	1,946	12.2
岐阜	2,108	2,101	1,752	16.9
静岡	3,767	3,771	3,180	15.6
愛知	7,043	7,168	6,601	6.3
三重	1,857	1,861	1,597	14.0
滋賀	1,343	1,394	1,468	9.3
京都	2,644	2,652	2,399	9.3
大阪	8,805	8,739	7,086	19.5
兵庫	5,551	5,668	5,345	3.7
奈良	1,443	1,446	1,242	13.9
和歌山	1,070	1,051	823	23.1
鳥取	613	608	518	15.6
島根	762	749	607	20.2
岡山	1,951	1,942	1,645	15.7
広島	2,879	2,859	2,361	18.0
山口	1,528	1,493	1,126	26.3
徳島	824	811	648	21.4
香川	1,023	1,015	832	18.7
愛媛	1,493	1,470	1,170	21.7
高知	814	807	670	17.7
福岡	5,016	5,075	4,733	5.6
佐賀	877	865	715	18.4
長崎	1,517	1,480	1,135	25.2
熊本	1,859	1,850	1,590	14.5
大分	1,221	1,204	960	21.4
宮崎	1,170	1,157	949	18.9
鹿児島	1,786	1,767	1,503	15.9
沖縄	1,318	1,363	1,435	8.8

付表2 都道府県別推計人口(市部)

(単位 千人,%)

	2000年	2005	2030	2030 / 2000
全 国	99,865	100,900	90,630	9.2
北海道	4,389	4,492	4,249	3.2
青森	960	956	794	17.3
岩手	867	860	708	18.4
宮城	1,569	1,598	1,507	4.0
秋田	668	658	523	21.6
山形	903	895	748	17.2
福島	1,380	1,382	1,206	12.6
茨城	1,695	1,704	1,482	12.6
栃木	1,320	1,327	1,161	12.1
群馬	1,248	1,246	1,044	16.3
埼玉	5,981	6,142	5,823	2.6
千葉	5,181	5,321	5,059	2.3
東京	11,976	12,158	11,254	6.0
神奈川	8,109	8,290	7,809	3.7
新潟	1,615	1,603	1,331	17.6
富山	784	775	615	21.6
石川	818	801	664	18.8
福井	559	555	456	18.5
山梨	410	399	301	26.7
長野	1,434	1,442	1,273	11.3
岐阜	1,357	1,355	1,134	16.5
静岡	2,940	2,948	2,497	15.1
愛知	5,925	6,018	5,485	7.4
三重	1,267	1,275	1,113	12.2
滋賀	750	787	867	15.6
京都	2,325	2,374	2,285	1.7
大阪	8,572	8,502	6,869	19.9
兵庫	4,763	4,890	4,711	1.1
奈良	1,041	1,053	944	9.3
和歌山	652	637	476	27.0
鳥取	376	380	351	6.6
島根	456	454	389	14.7
岡山	1,446	1,449	1,267	12.4
広島	2,274	2,274	1,944	14.5
山口	1,195	1,171	897	24.9
徳島	433	427	346	20.1
香川	553	551	459	17.1
愛媛	1,076	1,070	889	17.4
高知	559	560	489	12.5
福岡	3,903	4,009	3,986	2.1
佐賀	459	453	373	18.7
長崎	957	933	704	26.5
熊本	1,098	1,098	969	11.7
大分	910	904	750	17.5
宮崎	792	784	641	19.1
鹿児島	1,040	1,036	897	13.8
沖縄	882	903	894	1.4

付表3 都道府県別推計人口(郡部)

(単位 千人)

	2000年	2005	2030	2030 / 2000
全 国	27,061	26,497	21,033	22.3
北海道	1,294	1,154	541	58.2
青森	515	500	369	28.4
岩手	549	542	443	19.2
宮城	796	786	654	17.8
秋田	522	496	325	37.7
山形	341	325	224	34.4
福島	747	722	537	28.1
茨城	1,291	1,292	1,116	13.5
栃木	685	685	594	13.3
群馬	777	787	719	7.5
埼玉	957	921	646	32.5
千葉	746	697	425	43.0
東京	88	83	52	40.6
神奈川	381	376	293	23.2
新潟	861	841	653	24.2
富山	337	336	284	15.8
石川	363	343	298	18.0
福井	270	270	243	9.7
山梨	478	489	480	0.4
長野	781	780	673	13.8
岐阜	750	746	618	17.6
静岡	828	823	683	17.5
愛知	1,118	1,150	1,116	0.2
三重	590	586	484	18.0
滋賀	593	608	601	1.4
京都	320	277	114	64.3
大阪	233	237	217	6.9
兵庫	788	778	633	19.6
奈良	402	393	298	25.8
和歌山	418	414	347	16.9
鳥取	238	228	167	29.8
島根	305	295	218	28.5
岡山	505	493	378	25.1
広島	605	585	416	31.2
山口	333	322	229	31.3
徳島	391	384	302	22.8
香川	470	464	373	20.6
愛媛	417	400	280	32.8
高知	255	247	181	29.0
福岡	1,113	1,066	748	32.8
佐賀	418	413	342	18.1
長崎	560	547	431	23.0
熊本	762	752	621	18.5
大分	311	299	209	32.8
宮崎	378	373	309	18.4
鹿児島	746	732	606	18.8
沖縄	436	460	541	23.9

付表4 老年人口比率の見通し

(単位 %)

	市部・郡部計		市部		郡部	
	2000年	2030	2000	2030	2000	2030
全 国	17.4	28.4	16.2	27.3	21.8	32.8
北海道	18.2	32.9	16.9	32.1	22.8	39.4
青森	19.5	31.6	17.3	29.8	23.5	35.4
岩手	21.5	31.2	19.9	29.6	24.0	33.6
宮城	17.3	27.4	14.8	25.2	22.2	32.3
秋田	23.5	34.6	21.0	31.3	26.8	39.9
山形	23.0	31.1	21.6	29.3	26.5	37.3
福島	20.3	29.8	18.4	27.7	23.8	34.4
茨城	16.6	29.3	15.6	27.8	18.0	31.4
栃木	17.2	28.5	16.3	27.5	18.8	30.5
群馬	18.2	29.3	17.6	28.9	19.0	29.7
埼玉	12.8	27.5	12.5	27.1	15.1	31.7
千葉	14.1	28.8	13.4	27.9	19.5	39.4
東京	15.9	25.0	15.9	25.0	20.4	40.1
神奈川	13.8	25.9	13.7	25.6	16.3	33.6
新潟	21.3	30.9	19.6	29.5	24.4	33.8
富山	20.8	31.1	20.4	31.0	21.7	31.2
石川	18.7	32.9	18.0	32.6	20.1	33.6
福井	20.5	29.6	19.7	29.8	21.9	29.3
山梨	19.5	29.6	19.5	30.7	19.6	28.9
長野	21.5	29.0	19.7	27.5	24.6	31.8
岐阜	18.2	28.9	17.0	28.1	20.4	30.3
静岡	17.7	30.1	17.0	29.5	20.1	32.3
愛知	14.5	25.2	14.4	25.2	15.3	25.1
三重	18.9	29.0	17.6	27.9	21.7	31.3
滋賀	16.1	23.6	14.7	22.1	17.8	25.8
京都	17.5	27.9	16.9	27.5	21.5	36.0
大阪	15.0	26.4	14.9	26.3	15.5	29.4
兵庫	16.9	27.2	16.1	26.5	22.0	32.3
奈良	16.6	29.7	15.6	28.2	19.4	34.4
和歌山	21.2	31.8	19.5	32.0	23.7	31.6
鳥取	22.0	30.2	19.2	27.2	26.6	36.4
島根	24.8	32.2	21.8	29.4	29.4	37.4
岡山	20.2	29.2	18.0	27.2	26.3	36.0
広島	18.5	29.8	16.7	28.1	25.2	37.7
山口	22.2	33.2	20.5	31.8	28.4	39.0
徳島	21.9	31.3	19.3	29.6	24.8	33.4
香川	21.0	30.5	19.1	28.0	23.2	33.7
愛媛	21.4	32.3	19.2	30.2	27.2	39.2
高知	23.6	33.4	20.8	31.2	29.6	39.4
福岡	17.4	27.2	16.6	26.2	20.1	32.4
佐賀	20.4	30.3	19.2	28.4	21.8	32.4
長崎	20.8	33.3	19.5	32.6	23.1	34.4
熊本	21.3	32.0	19.0	29.2	24.6	36.2
大分	21.8	32.6	19.1	31.1	29.6	38.1
宮崎	20.7	32.7	19.7	32.1	22.6	34.1
鹿児島	22.6	31.0	19.0	28.8	27.6	34.2
沖縄	13.9	26.9	13.0	25.4	15.8	29.2

農業における「普遍」について

1920年代の初期,80年以上も前のはなしである。今と違って,私たちの先輩が学問に対して十分に畏敬の念をもって接し,学問の性格とか領域などといったことを,ひどく真面目に考えていた時代のことである。国立の某大学のこととしておこう。

その大学に新たに農学部を設置することの是非をめぐって,評議員会のようなところで審議が続いたらしい。すでに東大や北大には農学部があったのが,この大学には存在しなかった。

結論がなかなか出なかったのは,果たして農業というのは学問の対象と考えられるのか,その研究にサイエンスと称する上での最低の条件,たとえば普遍的論理や方法論的な独自性が存在するのかなどをめぐって議論がとりかわされたい。明治中期の大学創設以来,内外の哲学や史学の領域に多くの碩学・論客を集めていたその大学のことだから,おそらくは,ひどく難しい学問論がやりとりされたに違いない。

何回目かの会議の席で,ひとりの教授が発言をされたという。「...しかし,すでに先年,経済学部でさえ設置されていることだし,いまさら純粋に学問論の立場から農学部を認めないというのは筋が通らないのではないか」。(ということは,この大学では経済学部設置をめぐっても,同じような議論がされていたことになる。まさに隔世の感がある)。

いずれにしても,この発言によって,長い会議の決着がついたと聞き及ぶ。なにか,できすぎたはなしのようでもあるが,少なくともこれに近いやりとりから,その大学では農学部が「無事に」誕生したと,往時のことを知る老先生から伺ったことがある。

この稿において,さらに農学や経済学が学問の名に値するかどうかなどの議論を続けようとは思わない。しかし,「農学は学問か」と問いただされた80年前の議論をふりかえってみて,農業における「普遍」というあたりをすこし考えてみる。農業には普遍性が存在しないのではないかという認識が,それを学問とは考えないとする主張の根拠にあったことは上に触れた。

あらためていうまでもないが,世界のそれぞれの地域,また民族なり集団が営む農業

の形態はきわめて多様で、極端に言えば、この地球上に2つとして同じ事例は存在しないといってよい。それぞれの地における自然的環境や立地などに制約されて農業が行われる限り、きわめて当然な結果であろう。

その限りににおいて、農業における普遍性ということは、厳密には考えにくいともいえる。近世以来、わが国の農業の研究は「地方（ぢかた）学」などともいわれて、土地ごとに異なる姿を示す農業の特殊性、個別性などを探求することが重んじられてきた。近世を通じての諸農書の性格もほとんどがそれであったといってよい。そうした潮流が当時の評議員の諸先生たちの農業認識にも通じるころがあったのではないかと思われる。

しかし、その大学で農学部開設の論議が行われていた頃よりもしばらく前から、日本の農業研究には西欧近代の考え方が急速に浸透し始めていた。西欧近代農学は、農業をして「最小限の投資をもって最大限の収量を、最小限の労力によって最大限の収益を獲得することを目標とする生物生産」のように規定することから、世界を通じて経済合理性をもって至上の原理とする、ひとつの普遍的農業観を定着させようとしていた。この方向で、農業は近代科学の対象としての立場を次第に確立して今日に至ったといえる。

こうした立場からの諸研究の総合結果として、今、60億の人間が、ひとまずは危機的な食糧不足から免れていることは認めなければならない。しかし、科学が両刃の剣である事情は農業でも同じで、経済的効率を最優先する近代農業の拡大は、ご承知のように世界の環境維持や資源循環、食品の安全性などにきわめて好ましくない影響を与え続けながら20世紀を終えた。

急いで結論を述べると、21世紀にも人類の生存を続けて保証する農業のありかたは、既成の近代的な「普遍」の論理だけをもってしてはほとんど望みがたいであろう。世界の農業がまさに転換期を前にしているといえる。

（京都大学名誉教授 渡部忠世・わたべただよ）

3年目に入った 農協の介護保険事業の現状と課題

〔要 旨〕

1. 従来ホームヘルパーの養成と助けあい組織の設置などの「活動」が中心であった農協の要介護高齢者対策は、2000年4月に始まった介護保険事業への参入により「事業」として本格的に取り組まれることとなった。
2. 農協の介護保険事業は、2002年4月現在362農協で取り組まれており、訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、通所介護、訪問入浴のサービスを、単独もしくは複数の組み合わせで提供している。全中の推計によれば2001年度農協の介護保険事業収益（売上高に相当）は110億円と、前年比50%程度増加した。介護保険事業全体の収支は利用者の増加に伴う介護保険事業収益の増加により好転しつつあるが、訪問介護及び居宅介護支援サービスの収支については、制度上の問題もあり依然厳しい状況が続いている。
3. 農協の介護保険事業の課題は、組織活動との関係にかかる課題（「助けあい組織」と介護保険事業との連携、ボランティアから事業へ移行するホームヘルパーの意識改革、組織内での「事業」としての介護保険事業の理解・浸透等）、介護保険事業の運営にかかる課題（収支改善のための経営管理の向上、多様なサービス提供、他の事業者を上回る質の高いサービスの提供等）、農協の他事業・他団体との連携にかかる課題等、など様々である。
4. 取組事例からは、教育・研修等を通じ、常にサービスの高度化に取り組むことが利用者満足向上に不可欠であること、複数の事業を組み合わせた総合的なサービス提供が収支の安定につながることで、農協のサービスに精通した介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保が利用者の信頼確保と事業伸長に効果的であること、管内の事業環境の違いを考慮した上で事業展開（地域とサービスの組み合わせ等）を図ることが重要であること等が示唆された。
5. 2002年度に入っても介護保険事業の利用者は増加が続いており、農協の介護保険事業はようやく軌道に乗り始めたとみられる。農家の営農継続を支援する上でも、また地域のなかで農協の存在意義を高める上でも介護保険事業への取組みは有効であり、今後も事業の拡大と定着に注力していくことが必要であろう。

目 次

はじめに

- 1．農協の介護保険事業の経緯
- 2．農協の介護保険事業の現状
- 3．事例にみる農協の介護保険事業への多様な取り組み

4．介護保険事業の実践にみる課題への対応 結論にかえて

<参考> 介護保険制度について

はじめに

2000年4月から始まった介護保険事業には、2002年4月1日現在、全国で362農協が取り組んでいる。介護保険事業は農協にとって初の本格的な高齢者福祉事業への取り組みであったが、事業規模が順調に拡大する一方で、他業態との競争の激化や運営・組織体制の違い等による農協間格差も大きくなりつつあるといわれている。

周知のとおり、農協の介護保険事業は、長年取り組まれてきた農協の高齢者対策（例えば女性部を中心としたホームヘルパーの養成や「助けあい組織」によるボランティア活動）が事業としての取り組みの土台となっている。ただし「事業」としての高齢者福祉は、一部農協を除き初めての経験であったため、その取り組みにあたっては、組織・事業全般にわたって様々な課題が生じたとみられる。

本稿は、農協の介護保険事業への取り組みの全国的な動向と事例調査を踏まえた現状の分析を通じて、介護保険事業に取り組む上での課題と事業改善の上でのポイント等

についてとりまとめを行ったものである。

なお介護保険制度そのものの概要及び仕組みについては、参考として本稿の最後にとりまとめたので参照していただきたい。

1．農協の介護保険事業 の経緯

現在の農協の高齢者対策は、ボランティアを中心とする「活動」と介護保険事業に代表される「事業」としての取り組みに分けられるため、それぞれについて取り組みの経緯を振り返っておきたい。

（1）農協の高齢者対策と介護保険事業 の取り組みについて

a．「活動」としての要介護高齢者対策

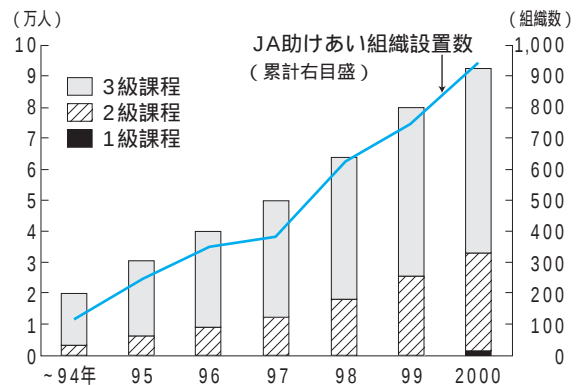
現在の介護保険事業へとつながる農協系統の高齢者対策の取り組みは、1970年の第12回全国農協大会における「生活基本構想—農村生活の課題と農協の対策」の決議にまでさかのぼる。このなかで「安定したゆたかな農村生活をきづくために達成しなければならない課題」の一つとして「健康の維持増進と老人の福祉向上」があげられ、これ

を契機に、健康管理活動や生きがい・余暇活動を中心とした全国的な高齢者対策の取組みが進むことになった。

さらに85年第17回全国農協大会における「農協生活活動基本方針」決議では、高齢者福祉活動が基本方針に明確に位置付けられるとともに、農協系統の高齢者対策は、「高齢者の生活を充実する活動」と「高齢者の生活を援助する活動」の二本立てで進められることになった。ここで「高齢者の生活を援助する活動」(＝要介護高齢者対策)が強化された背景には、いわゆる「3ちゃん農業」が中心となるなか、要介護高齢者の増加が農家女性及び家族の過大な介護負担を招き、一部では農業の継続が困難になる事態が生じていたことがあげられる。そして「高齢者の生活を援助する活動」の具体的な活動としては「組合員および家族を対象に、高齢者介護の技術を習得するための研修を実施するとともに、市町村と連携しボランティアの組織化」に取り組むとされた。この「高齢者介護の技術習得」と「ボランティアの組織化」が現在に至る「活動」としての「要介護高齢者対策」の中心となる。

このうち高齢者介護の技術習得に関しては、91年度より厚生省指定のホームヘルパーの養成研修に農林水産省の助成を得て全国的な取組みが進み、女性部を中心に2002年3月末で10万1千人のJAホームヘルパーが誕生している(第1図)。またボランティアの組織化についても、JAホームヘルパーを中心とする有償ボランティア活動推進のため「JA助けあい組織」の設置が進

第1図 農協が養成したヘルパー数と助けあい組織の推移



資料 全中「JA高齢者福祉対策の現状」

(注) ヘルパー数は年度末。助けあい組織は累計であり96年までは年度末、97年は97年9月、98年は98年9月、99年は99年11月、2000年は2001年3月時点。

められ、組織数は2002年4月時点で963組織まで増加している。

b. 「事業」としての要介護高齢者対策

一方、農協の「事業」としての要介護高齢者対策は、92年5月の農協法改正により、農協の高齢者福祉事業が法的に確立されることとなった^(注1)。またこの法改正に伴い、当時の厚生省は公的在宅福祉サービスの事業委託先として農協を位置付け、農協は市町村からの福祉サービスを受託できるようになった。

農協側も公的機関からの受託を中心に、高齢者福祉事業への取組みを進めていくとし、94年第20回全国農協大会決議においては「公的なホームヘルパー派遣事業の受託・訪問給食・入浴サービス等の活動を自治体等と協議のうえ計画的に実施」するとした。

ただし事業として高齢者福祉に取り組む農協は少なく、94年当時公的サービスの受

託は全国で5農協にとどまっていた。つまり、法改正後も、農協の要介護高齢者対策は、ホームヘルパー養成と設置が進んでいた「JA助けあい組織」によるボランティア活動が中心であった。

しかしながら社会保障制度を巡る状況は95年以降大きく変化する。95年の「社会保障制度審議会」の勧告以降公的な介護保険制度導入の議論が急ピッチで進み、97年には、社会保険方式によるサービス利用を導入し、また農協をはじめ幅広い主体に在宅サービス参入を可能とする介護保険法が成立することになる。

これを受けて97年第21回全国農協大会決議では「高齢者が安心してくらせる地域づくりのために、公的介護保険を踏まえて行政に地域住民の期待に応えられる万全の体制整備と十分な行政負担を求めるとともに、JAの新規事業として、高齢者福祉に取り組む」とし、農協の新規事業として介護保険事業に積極的に取り組む姿勢を打ち出した。

さらに98年6月には全中理事会で「介護保険制度に対するJAグループの取り組み具体策」が決定され、介護保険へ農協が参入するための具体的な準備が進められることになる。そこではとくに、JAの推進体制の確立、JA高齢者福祉計画の策定、介護保険学習運動の実施、行政との協議・折衝、介護保険事業者指定に向けた体制整備、JAとの厚生連との連携、が掲げられた。

こうした一連の動きを受けて、すでに一

第1表 公的サービス受託農協数(99年4月現在)
(単位 農協)

	1998年	99	増加数
ホームヘルプ	36	60	24
デイサービスセンター	9	23	14
県単独型デイサービス	3	6	3
市町村単独型デイサービス	-	2	2
食事サービス	19	29	10
在宅介護支援センター	-	2	2
在宅高齢者保健福祉推進支援	-	2	2

資料 2000年『日本農業年鑑』

(注) 1. 社協経由で農協が中心に実施している事例を含む。
2. 農協独自のデイサービスセンター(託老所)3農協(4か所)は上記に含まず。

部の農協で実績のあった訪問介護、通所介護サービスを中心に、農協における介護保険事業への参入の準備が進められた。その際、訪問介護サービスでは、農協が養成したホームヘルパーが同サービスのホームヘルパー(訪問介護員)となるケースが多く、それまでの「活動」が介護保険事業の取組みに大きな役割を果たすこととなった。

そして制度開始1年前の99年4月には、訪問介護、通所介護サービス等の公的サービスを受託する農協が前年を大幅に上回るなど、介護保険事業への参入を前提にした高齢者福祉事業への取組みが急速に進んでいった(第1表)。

99年10月時点で介護保険制度の事業者指定を受けた農協数は100を超え、2000年4月の制度開始時には、全中の事前予想200農協を大幅に上回る362農協が介護保険事業に参入することとなった。

(注1) 「農協法第10条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。9の2.老人の福祉に関する施設」また同事業は厚生事業と同様に員外利用規制の緩和(100分の100)が認められている。

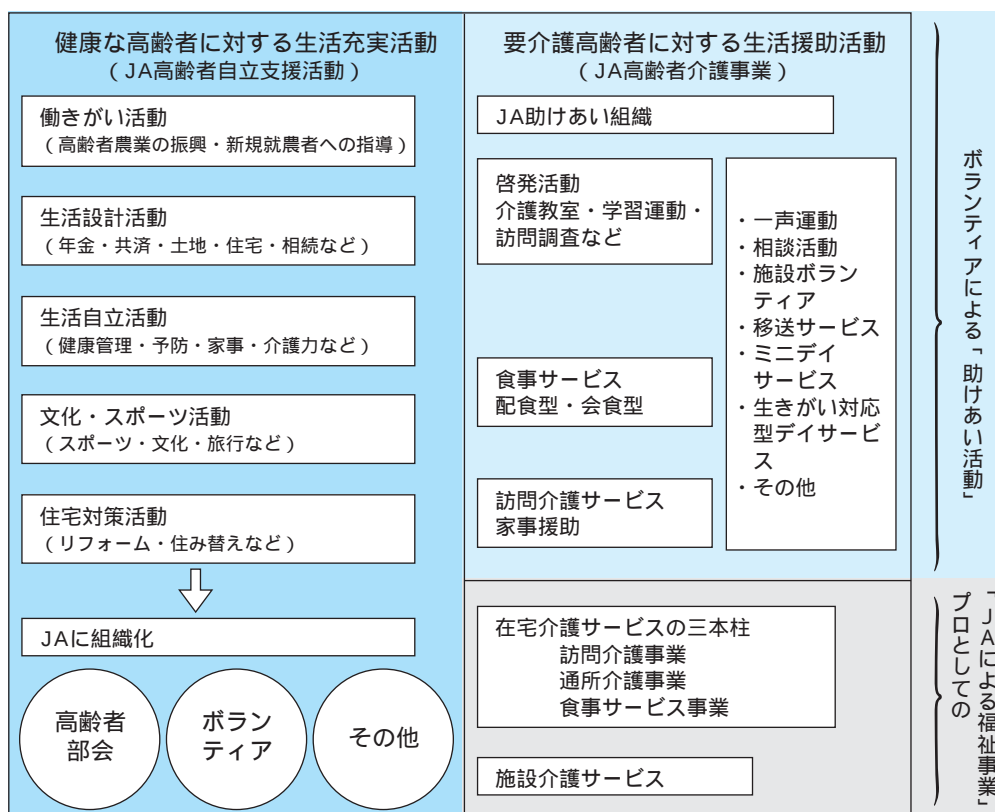
(2) 現在の農協の高齢者対策について

現在の農協の高齢者対策は、第2図のように、85年「農協生活活動基本方針」以来の2本柱である、健康な高齢者に対する生活充実活動と、要介護高齢者に対する生活援助活動に大きく分けられている。そして、要介護高齢者対策はさらにボランティアによる「助けあい活動」(ボランティア活動により、介護保険の上乗せ・横だしサービスと、要介護認定されない人へのサービスを中心に担う)と、介護保険に対応した良質なサービスを提供するプロとしての「JAによる福祉事業」の大きく2つに区分

され、「両者を車の両輪として連携させつつ、高齢者福祉活動に取り組む」としている。

ここまでみた取組みの経緯からうかがえるように、農協の介護保険事業の大きな特徴は、女性部が中心となって進められたホームヘルパーの養成と「助けあい組織」の活動が現在の取組みの土台となっていることである。「活動」としての取組みがあったからこそ、これだけ多数の農協が同事業に参入できたのであるが、その一方で「活動」から「事業」に移行したことによる課題も一部に生じるようになった。

第2図 JA高齢者福祉対策の領域(概念図)
——元気な高齢者から介護の必要な高齢者まで——



資料 全中「JAグループの高齢者対策の現状について」

では次にこうして取組みの始まった介護保険事業が、2002年4月時点でどのような状況にあるのかをみることにしたい。

(注2) 全中「JAグループの高齢者対策の現状について」より。ここでのプロとは、専門的で質の高いサービスを提供することを指すと考えられる。

2. 農協の介護保険事業の現状

(1) 農協で実施しているサービスについて

第2表にみられるように2002年4月時点で、介護保険事業に取り組んでいるのは、全国で362農協である。2000年4月の制度開始時と取組み農協数は合併の影響で変わらないが、全農協に占める比率は25.7%から34.3%へ高まり、介護保険事業は農協の約3分の1が取り組む事業となった。

またサービスの内訳をみると、訪問介護(ホームヘルパーの利用者宅への訪問による介護)が332で圧倒的に多く、ついで居宅介護支援(介護支援専門員「以下ケアマネジャー」による介護サービス計画の作成等)の165、福祉用具貸与146、通所介護(デイサー

ビスセンターなどへの通所により受ける介護等)57、訪問入浴(居宅で、浴槽を提供され受ける入浴の介護)14となっている。

第2表にみられるように、この2年間大多数の農協が取り組んでいる訪問介護サービスの伸びが小幅にとどまる一方、その他のサービスへの取組みが大幅に増加している。これは農協が複数のサービスを併設し総合的なサービス提供に取り組む動きが広がっているためとみられる。

なお最も増加率が高かったサービスは、福祉用具貸与の100%(プラス73農協)で、以下通所介護の54.1%(プラス20農協)、居宅介護支援の52.8%(プラス57農協)が続く。各事業の増加の背景は、福祉用具貸与については、同事業は制度上管理者の兼務が可能でスケールメリットが発揮しやすい事業であること、通所介護については、同サービスの収支が農協の他のサービスに比べ比較的良好なこと、居宅介護支援については、同サービスに取り組む農協の介護保険サービスに精通したケアマネジャーを確保することが他のサービスの利用にも大きく影響すること、等があげられる。

では次にこうした取組みの結果、農協の

第2表 介護保険事業者農協数の推移

(単位 農協数, %)

	2000年4月 (A)	2002.4 (B)	増加数 (B - A)	増加率 (B / A)	実施割合	
					2000.4	2002.4
訪問介護(ホームヘルプ)	313	332	19	6.1	22.2	31.4
通所介護(デイサービス)	37	57	20	54.1	2.6	5.4
居宅介護支援	108	165	57	52.8	7.7	15.6
訪問入浴	12	14	2	16.7	0.9	1.3
福祉用具貸与	73	146	73	100.0	5.2	13.8
介護保険事業者農協数	362	362	-	-	25.7	34.3

資料 全中「JAグループの高齢者対策の現状について」

(注) 2000年4月実施割合は1,411農協中 2002年4月は1,056農協中の割合。

介護事業の実績がどのように推移したのかについてみることにしたい。

(2) 農協の介護保険事業の実績推移について

第3表は、2000、2001年度における農協の介護保険事業収益(売上高に相当)の推移である(2001年度は全中推計値、以下同じ)。2001年度の介護保険事業収益は推計で110億円となり、利用者の手控え等により伸び悩んだ2000年度の73億円を50%程度上回ったとみられる。^(注3)なお2000年度の農協の実績は「民間事業者のなかではトップレベルの数字」(日本農業新聞2001年8月22日付)とされている。

2001年度の内訳をみると、最も収入が多かったサービスは、訪問介護の64億円(57%増)で、以下通所介護32億円(32%

増)、居宅介護支援7億円(45%増)、福祉用具貸与5.5億円(103%増)、訪問入浴1.5億円(36%増)が続く。このようにすべてのサービスで前年を30%以上上回り、とくに福祉用具貸与は、2倍を超える伸びとなっている。

またこれらの数字を、農協と他業態も含めた国全体の介護費(国民健康保険中央会が集計した自己負担部分を含む介護費の合計)と比較したものが、第4表である(全中推計

第3表 農協の介護保険事業収益の推移

(単位 億円,%)

	2000年度 (A)	2001* (B)	増加率 (B/A)	シェア 2001
訪問介護	40.7	64.0	57	58
通所介護	24.2	32.0	32	29
福祉用具貸与	2.7	5.5	103	5
訪問入浴	1.1	1.5	36	1
居宅介護支援	4.8	7.0	45	6
介護保険収益	73	110	50	100

資料 全中生活福祉課調べ

(注) *2001年度は推計。

第4表 介護費に占める農協の介護保険事業収益のシェア推移(参考値)

(単位 億円,%)

		介護費全国合計		増加率	農協増加率	農協のシェア	
		2000年度 (A)	2001 (B)	(B/A)	2001*/2000	2000	2001*
在宅サービス	訪問通所サービス計	10,296	13,323	29	50	0.67	0.77
	訪問介護	2,901	4,236	46	57	1.40	1.51
	訪問入浴介護	407	469	15	36	0.27	0.32
	訪問看護	1,013	1,110	10	-	-	-
	訪問リハビリテーション	37	45	23	-	-	-
	通所介護	3,110	3,947	27	32	0.78	0.81
	通所リハビリテーション	2,494	2,793	12	-	-	-
	福祉用具貸与	335	722	116	103	0.81	0.76
	短期入所サービス計	995	1,534	54	-	-	-
	その他単品サービス計	520	870	67	-	-	-
居宅介護支援		1,131	1,381	22	45	0.42	0.51
計		12,941	17,108	32	50	0.57	0.64
施設介護サービス計		26,594	28,544	7	-	-	-
合 計		39,535	45,652	15	50	0.19	0.24

資料 国民健康保険中央会「介護給付費の状況」,全中生活福祉課

- (注) 1. 介護費は各国保連の支払実績としての各項目を集計したもの(暫定集計値)。
2. 介護費には福祉用具購入費、住宅改修費などの市町村が直接支払う分は含まれない。
3. *農協の2001年度は推計。

値を元に試算のため参考値，以下同じ）。

2001年度農協の介護保険事業収益の伸びは50%と農協が実施しているサービスと対応する在宅サービスの国全体の伸び32%を大きく上回っており，農協が占めるシェアも0.64%へと上昇したとみられる。個別のサービスをみても，福祉用具貸与を除き全国の伸びを5～23ポイント上回っており，それぞれ全国に占める農協のシェアが上昇しているが，なかでも訪問介護は1.51%と，2%近いシェアを占めている。

このように2001年度の農協の介護保険事業収益は，金額・シェアともに前年度を上回り順調に推移している。

ただし同表にみられるように，農協の実施しているサービスは，介護保険事業のなかで一部のサービスに限られている。^(注4)制度上農協の参入が難しい事業もあるが，提供するサービスが限られることは，訪問介護のみを提供する農協を中心に利用者の多様なニーズへの対応や，収支の安定性という点で課題を抱えることになっている。

次節ではそうした農協の介護保険事業の収支状況についてみることにする。

(注3) 農協の取組みのほかに，農協等が出えんして，社会福祉法人を設立して特別養護老人ホームを運営しているケース（2002年4月時点で22施設）や厚生連での取組みがあるがそれらは入っていない。なお2000年度の厚生連の介護保険事業収益は29厚生連合計で131億6千万円の実績がある。

(注4) 農協の取組みがない事業は，制度上，農協単独では参入できない事業（社会福祉法人，地方公共団体が設立主体となる介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム」等）と，農協として参入はできるが，取組みの事例がないもの（痴呆対応型共同生活介護「グループホーム」，特定施設入居者生活

介護「ケアハウス」等）に分けられる。

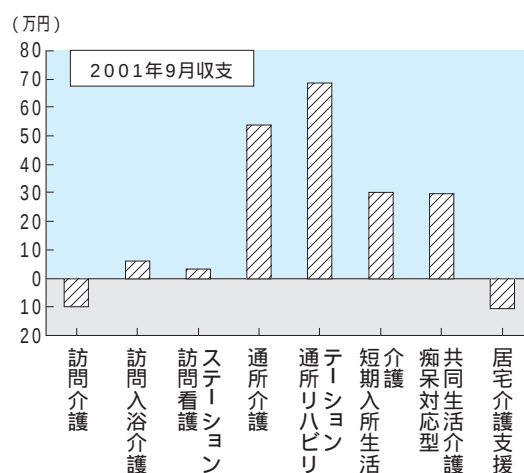
(3) 農協の介護保険事業の収支状況について

まず厚生労働省調査により，主な在宅サービスの事業所別収支をみたものが第3図（サンプル調査の全国平均，2001年9月の収支）である。同図にみられるように，介護保険事業では，施設を利用して提供するサービス（通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，痴呆対応型共同生活介護）の収支は良好であるが，それ以外の事業の収支は厳しい傾向がみられる。この傾向は農協が実施している事業でも同様である。

a. 訪問介護サービス

全中の調査によれば，^(注5)農協の訪問介護サービスは，事業損益ベースでみて2000年度は約8割の事業所が赤字となった。2001年度は約4割の農協では黒字化が見通せる

第3図 主な在宅サービス事業所別収支損益
（補助金を含まない収益ベース）



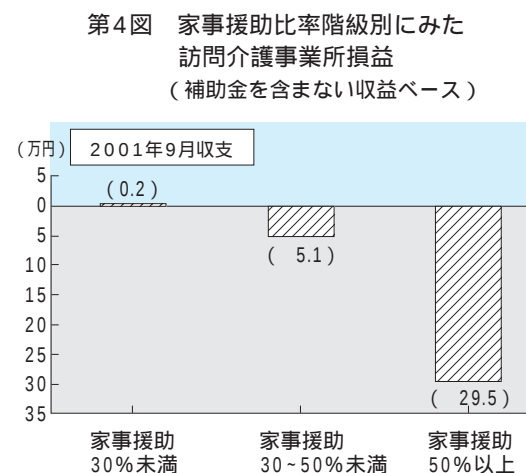
資料 厚生労働省「介護事業経営概況調査結果」

状況であるが、全農協合計では依然赤字が続いている。そして同調査のなかでは赤字の要因として、絶対的な事業量の不足と、介護単価が低い家事援助の利用が多いことがあげられている。

訪問介護サービスでは、介護サービスに対する報酬単価が3区分に分けられており、地域加算のない標準的な地域では30分以上1時間未満で、身体介護4,020円に対し家事援助は1,530円、そして両者の複合型は2,780円である。一番高い身体介護と一番低い家事援助では3倍近い開きがあり、現在の家事援助の報酬単価の水準では「家事援助を受ければ受けるほど赤字が拡大する状況」であるが、農協はこの家事援助の割合

が47%と半分近くを占めており、それが赤字の大きな要因となっている。

前出厚生労働省調査でも家事援助の割合



資料 第3図に同じ
(注) 家事援助比率とは、事業所の訪問介護サービス提供回数に占める介護報酬区分の「家事援助」の提供回数割合。

第5表 農協が取り組む居宅サービス事業者の人員基準

	人員基準	備考
訪問介護業者	訪問介護員等2.5人以上(常勤換算)	
	サービス提供責任者 常勤1人以上	サービス提供時間450時間、訪問介護員等10人ごとに1人以上
	管理者 常勤	原則は専任であるが、他の職務との兼務も可能
訪問介護事業所	看護職員1人以上	従事者の1人以上は常勤
	介護職員2人以上	
	管理者 常勤	原則は専任であるが、他の職務との兼務も可能
通所介護業者	生活相談員1人以上	提供時間帯を通じて確保
	看護職員1人以上	同上
	介護職員 利用者15人につき1人(5人増ごとに1人)	同上
	機能訓練指導員1人以上	
福祉用具事業者	専門相談員2人以上(常勤換算)	介護福祉士、社会福祉士、2級ホームヘルパー等
	管理者 常勤	原則は専任であるが、他の職務との兼務も可能
居宅支援介護業者	介護支援専門員 利用者50人につき常勤1人	
	管理者 常勤	原則は専任であるが、他の職務との兼務も可能

資料 北浦正行『介護サービス労働の現状と課題』

が、30%以上の事業所は、赤字となっており(第4図)、家事援助の報酬単価の低さは事業者共通の問題となっている。収支の悪化した大手民間業者が拠点を縮小したように、この報酬単価の格差は、訪問介護サービス全体の供給不足にもつながりかねない問題になっており、早急な見直しが必要になっている。^(注7)

また報酬単価と並んで、農協の訪問介護サービスの収支に影響を与えているのが、同サービスにおける人員基準である。

第5表にみられるように、訪問介護サービスの人員基準では、事業規模に応じてサービス提供責任者が増加する。農協では非常勤ホームヘルパーが多く時間基準が適用されるが、そこでは例えば家事援助と身体介護の違い等のサービスの違いは考慮されない。そのため家事援助比率の高い事業所ほど、収支が厳しくなる状況にある。

このように農協の訪問介護サービスにおける赤字の大きな要因は、報酬単価や人員基準といった制度上の問題にあるとみられる。しかしこうした制度上の問題の解消は短期的には難しく、制度を所与のものとして収支改善を図るには、収入面では「絶対的な事業量の不足」を早期に解消するとともに、費用面の抑制(収入に見合う支出になるような人件費の変動費化や正職員の抑制による固定費の削減等)を図っていくことが課題になっているとみられる。

(注5) 全中生活福祉課「平成13年度JA介護保険事業実績推計について」2002

年5月

(注6) 全中・JA高齢者福祉ネットワーク「JAグループの介護保険制度の改善要望事項」2002年3月

(注7) 2002年7月開催の第13回 社会保障審議会介護給付費分科会で提出された「介護報酬体系の見直し案」によれば、現行の身体介護、家事援助、複合型の3類型から複合型を廃止し、身体介護と、生活支援の2類型に支援する案が提出されている。

b. 通所介護サービス

前記の全中調査によれば、2000年度は約6割の事業所が、2001年度は約8割の事業所が黒字となっており、農協の介護保険事業のなかで収支は最も良好であるといえる。ただし同調査によれば、好調な通所介護施設は、介護保険施行前から行政受託により通所介護を実施していた農協に多いとしている。

通所介護は、デイサービスセンター等の施設に利用者が通って、そこで介護サービスを受ける事業である。そのため事業参入にあたって施設を建設する必要があり、その償却負担が収支に大きく影響する(第6表)。しかし行政受託により実施している事業所では、施設建設にあたって補助金を受けたり、また公設民営方式をとったりすることで償却負担が軽減され、それが良好な収支につながっているケースが多い。

第6表 給与費及び減価償却費の費用に占める比率
(事業所平均、13年9月時点)

(単位 %)

	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	居宅介護支援
給与費 / 介護事業費用	82.2	81.6	70.2	81.6
減価償却費 / 介護事業費用	2.2	2.5	6.8	3.4

資料 第3図に同じ

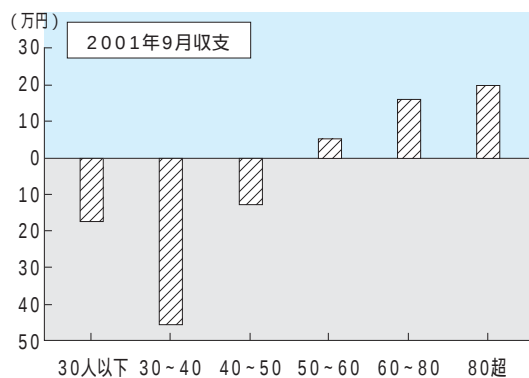
そのため新たな取組みにあたっては、地域の事業者やサービス需要等を勘案するとともに（採算性を考慮し参入しないという判断も必要とみられる）、行政等の協力による補助金や農協の経営資源（遊休資産等）を有効活用しできるだけ償却負担を抑えることが、収支改善の上での課題になっているとみられる。

c．居宅介護支援サービス

居宅介護支援サービスは、現在農協が取り組んでいる事業のなかで最も収支が厳しく、ほとんどの事業所で赤字となっている。

ただし、このような居宅介護支援サービスの収支の厳しさは農協だけではなく、同サービスを行う事業者に共通する問題である。居宅介護支援サービスの人員基準では、利用者50人に対してケアマネジャー1人を標準とするとしているが、第5図にみられるように、ケアマネジャー1人当たり担当人員30～40人では45万4千円の赤字と

第5図 介護支援専門員1人当たり実利用者
階級別居宅介護支援事業所損益
（補助金を含まない収益ベース）



資料 第3図に同じ

なっており、50人を超える利用者を確保しなければ、収支は黒字化しない。

ケアマネジャーは、利用者の介護サービス計画を作成するという介護保険制度の根幹を担っているが、大変な重労働となっており、「月平均200時間以上の勤務で燃え尽き症候群になっている」という指摘もある^{（注8）}。現在の居宅介護支援サービスの報酬単価は、そのような過重な労働に見合ったものになっていないとみられ、訪問介護サービスの報酬単価と同様に見直しが必要になっている^{（注9）}。

ただし同サービスへの取組みにより、農協の介護保険事業に精通したケアマネジャーを確保することは、他の農協のサービスへの相乗効果も大きい。単独サービスとしての赤字の縮小には注力すべきであるが、むしろ同サービスと他のサービスの併設のメリットを伸ばすことで、収支を安定化させていくことが重要であろう。

d．福祉用具貸与サービス

福祉用具貸与サービスは、現在取組農協数及び実績が最も伸びている事業である。同サービスは、前掲第5表の人員基準にみられるように、管理者の兼務が可能で、かつ事業量に応じて人員を増やす必要がない。そのためスケールメリットが発揮しやすい事業となっており、前記全中の調査によれば事業規模2,000万円程度で黒字化が見通せるサービスとなっている。

国全体の介護費をみても、最も伸び率（2001年度116%）の高いサービスの一つで将

来性も見込まれ、今後も農協が積極的に取り組みを進めるべきサービスと考えられる。

以上農協の介護保険事業の取り組みの現状を実績推移ならびに収支状況によりみてきたが、現在の農協の介護保険事業の取り組みの特徴としては、介護保険事業収益は増加しており事業シェアも民間業者としてはトップクラスの地位を占めているものの、サービスの範囲は、訪問介護を中心とする一部サービスに集中していること、収支については、改善傾向にはあるものの、制度上の要因等から訪問介護、居宅介護支援サービスについては依然厳しい状況にあること等があげられる。

さてここまで農協の介護保険事業の組織経緯および現状の分析を行ってきたが、これまでの整理をもとに、農協の介護保険事業の抱える課題について、3つの視点からまとめておきたい。

一つ目は組織活動との関係にかかる課題で、「助けあい組織」と介護保険事業との連携、ボランティアから事業へ移行する際のホームヘルパーの意識改革、組織内での「事業」としての介護保険事業の理解・浸透等があげられる。

二つ目は、介護保険事業の運営にかかる課題で、収支改善のための経営管理の向上、多様なサービス提供、他の事業者を上回る質の高いサービスの提供等があげられる。

三つ目は農協の他事業・他団体との連携にかかる課題で、農協の他事業への波及効果を実現することや、行政等の公的団体や

厚生連等の系統団体との関係強化による事業の拡大等があげられる。

次章では、前記の様々な課題に対し、農協の現場で、どのような取り組みが行われているのかをみることにしたい。

（注8）第12回社会保障審議会介護給付費分科会議事録より。

（注9）（注7）と同様に、「介護報酬体系の見直し案」によれば居宅介護支援サービスについても、現行の要介護度区分別の報酬単価の報酬区分（現行は1月につき要支援6500円、要介護1、2は7200円、要介護3～5は8400円）をなくし、1本化する案が提出されている。

3．事例にみる農協の介護保険事業への多様な取り組み

ここで紹介する5つの事例は、いずれも農村部に位置する大規模な合併農協における先進的な介護保険事業の取り組みである。

全体的に収支が厳しい状況のなか、介護保険制度施行前から取り組んでいる2農協（うち1農協は社会福祉法人による形態）は事業損益が黒字である。介護保険制度施行と同時に事業開始した3農協では当初事業損益が赤字であったが、事業開始から3年目を迎えた現在では利用者が拡大し、収支も改善している。

以下では、前述の3つの課題を中心に事例を紹介する（後掲第7表参照）。

（1）事例1：A農協

A農協は、居宅介護支援、訪問介護、福祉用具貸与の3つのサービスを提供している。収支は、2000、2001年度と事業損

益が赤字であったが、3年目に入り利用者が順調に拡大しており、事業損益が均衡する見込みである。

a．組織活動との関係

A農協では、組合員の高齢化への対応、新規事業の開拓を目的として、制度施行に合わせて介護保険事業に乗り出すこととなった。そして県内の農協で唯一居宅介護支援に取り組むこととした。ケアマネジャーとホームヘルパーについては、助けあい組織からではなく外部から経験者を中心に採用した。これは即戦力としての人材確保のほかに「利用者の権利意識が高まることから、これまでの『してあげる』という意識から『させていただく』という意識への転換が求められた」ためである。さらに技術面においても格差があったため、助けあい組織からの採用は少人数にとどまった。介護保険事業に携わる職員の「プロ化」が進む一方で、それまでの助けあい組織の活動は大幅に縮小している。

b．介護保険事業の運営

A農協では、競合事業者・利用者動向等の市場調査を踏まえ、進出する地域と提供するサービスを選択することでメリハリのある事業展開を目指している。管内事業所3か所も、社会福祉協議会等の事業者の活動状況を勘案して設置し、また新規参入が困難とみられる地域では、宣伝・推進活動を控えている。

管理面では、パート職員を主体として固

定費を引下げ、人件費支出を抑制している。正職員は介護保険事業全体を統括する管理者1名のみであり、ケアマネジャーは嘱託職員、ホームヘルパーはすべて非常勤の登録ヘルパーである。

その一方、研修等への参加を支援することで、職員の技能向上と職務満足の向上にも取り組んでいる。職員が外部の勉強会等に参加する場合は、休日・時間外であっても交通費等の手当を支給し参加を支援している。

さらに利用者満足を高め継続利用を促すため、かつて信用事業で導入されたCS活動を今あらためて介護保険事業に応用している。これは利用者の権利意識の高まりを受けてのものである。

c．農協の他事業・他団体との連携

A農協では5名のケアマネジャーを抱えるが、現在このケアマネジャーおよびホームヘルパーにA農協の事業全般について習熟してもらうよう努力している。これは介護保険の利用希望者の持つ様々なニーズ（農地の維持・管理、資産の保全等）に応じて、農協からサービスを提供しやすくするためである。

（2）事例2：B農協

B農協は、居宅介護支援、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスを実施している。2001年度決算では事業総利益が1億9千万円で事業純損益も黒字である。また月平均の介護収益は約3,400万円

であり，その8割近くが通所介護によるものである。

a．組織活動との関係

B農協では，90年代初頭からホームヘルパーの養成を開始し，これら資格取得者による助けあい組織が設置され，福祉施設への訪問など積極的な活動を行っていた。また資格取得者の間では，自分たちの働く場を農協に作って欲しいとの要望も高まっていた。

タイミングよく95年から農協では，行政から訪問介護についての受託事業が始まり，また97年には，通所介護施設の行政からの運営受託も開始した。

ホームヘルパー資格取得者が農協のこれら受託事業のなかに活動の場を広げて行ったため，助けあい組織の活動が停滞した。

b．介護保険事業の運営

B農協では，介護保険制度施行前から実施している通所介護施設利用者に，同制度施行後も支障なく施設を継続して利用してもらえるよう利用者の利便性を考慮し，農協がケアマネジャーを確保して居宅介護支援サービスを開始した。

利用者のケアプランを農協の施設サービスに精通しているケアマネジャーが作成することにより，利用者人数との関係で施設職員の勤務日程を調整することも容易となっている。

また訪問介護サービスにおいては，心身の状況に応じた訪問介護計画のほかに，利

用者本人の嗜好，周辺地図や間取り等が個別に取りまとめられており，これらの個別情報に基づいてきめ細かいサービスが提供されている。

c．農協の他事業・他団体との連携

農協が管内1市5町で運営している通所介護施設は6か所あり，そのうち4か所が介護保険制度施行前から行政から運営受託しているもので，残り2か所は農協が自ら建設したものである。

もともと農協は行政とのつながりが強いこともあり，公設民営の通所介護施設が実現した。公設民営施設については，土地・建物を行政が所有するため，農協は減価償却費等を負担することなく運営することができる。

農協が自前で開設した通所介護施設についても，かつての生活購買店舗等遊休資産を利用することで，建設費用を新築の半額以下にとどめ，さらに建設費用の一部を行政，全国連からの補助金でまかなうことで，自己資金を抑えることに成功している。

B農協は，介護保険制度施行時点で合計300名余りの通所介護利用者を顧客としていた。介護保険事業に移行した後も，そのまま事業量が確保されたため，事業移行当初から収支は黒字となった。

(3) 事例3：C農協

C農協では，居宅介護支援，訪問介護，福祉用具貸与のサービスに取り組んでいる。訪問介護および福祉用具貸与につ

いては、介護保険制度施行以前に行政側からの依頼により農協が2000年度から実施したものである。介護収益は月当たり約800万円であり、介護保険事業開始から3年目を迎えた2002年度は事業損益が黒字に転換する見通しである。

a．組織活動との関係

C農協では、90年代中ごろからホームヘルパーの養成に取り組み、助けあい組織による活動を行ってきた。しかしながら介護保険事業が開始してからは、助けあい組織のホームヘルパーを採用するのではなく、農協の介護保険事業でプロとして働く資質・意志のある人を、ホームヘルパーとして養成している。

b．介護保険事業の運営

行政からの依頼を受けて取組みを開始した福祉用具貸与は、C農協が農協系統内リース会社と連携して事業の仕組みを構築するところから始まった。介護用ベッドの利用ニーズが発生するのは退院時が多く、注文を受けてから迅速に利用者に届けことが必須となる。そのためには在庫を常に持っておく必要がある。C農協とリース会社では、農協の倉庫に介護用ベッドの在庫があっても、利用者に貸与されるまではリース料が発生しない仕組みを構築した。農協は在庫負担を負わずに在庫を保有しニーズに迅速に対応できるため、利用件数を着実に伸ばしている。

訪問介護は、短時間のサービスを何回か

に分けて受けたいという利用者ニーズに応えるために、30分未満の巡回型サービスを主体として実施している。少数精鋭のホームヘルパーで、質の高いサービス提供にあたっている。

訪問介護のホームヘルパーは22名が登録しているが、サービス終了後は利用者宅からそのまま帰宅させず、必ず1日最低1回は事業所に立ち寄り、事業所内でケアマネジャー等と情報交換することで、サービスの均質化と質の向上に努めている。さらに週1回、利用者個人ごとに関係するホームヘルパーが集まり、利用状況について情報交換が行われている。

さらにホームヘルパーの研修を充実させ、単なる介護技術の研修だけでなく、「訪問時に枯れた花が花瓶にあれば入れ替えて差し上げる等の気配りができる心のたしなみを育むような研修」をすることによって、利用者の信頼を獲得し長期的な利用継続を図っている。

c．農協の他事業・他団体との連携

C農協の居宅介護支援は、当初は社会福祉協議会出身のケアマネジャーが担当していたが、都合により退職したため、近隣の厚生連病院のケアマネジャーに出向してもらっている。

(4) 事例4：D農協

D農協は、介護保険制度施行と同時に事業を開始し、居宅介護支援、訪問介護、福祉用具貸与、住宅改修の各サービス

を行っている。介護保険事業の月平均収益は約300万円であるが、その7割が福祉用具貸与によるものである。介護保険事業開始から3年目を迎えた2002年度は事業総利益段階で収支が均衡する見通しである。

a．組織活動との関係

D農協の助けあい組織は、90年代中ごろに設置された。農協の介護保険事業で働いているホームヘルパー全員が助けあい組織に登録している。一方、助けあい組織の活動である有償ボランティアは、介護保険の導入により実費負担でのサービス提供に割高感が出ているため、利用が少なくなっている。

b．介護保険事業の運営

福祉用具貸与は、管内に競合事業者が少なく、また早期に事業を開始したことが奏効して、地域内での高いシェアを確保した。

また農協は複数の福祉用具リース業者と提携し、そのなかから有利な条件を引き出し、コストの抑制に成功している。

前述のとおり、福祉用具貸与はスケールメリットが働く分野である(「2.農協の介護保険の現状について」参照)。このため高いシェアと低コスト化によりD農協では高収益を実現している。D農協では今後もこの福祉用具貸与を中心に事業展開していく考えである。

c．農協の他事業・他団体との連携

農協の他事業との連携では、経済部門の

施設課と連携して、介護保険で認められている住宅改修を実施している。介護保険では上限20万円となっているが、手すりの取り付けや洋式便器の取り替え等にあわせて追加の工事を受注するなど、限度額以上の工事につながることもある。また経済渉外担当者が組合員への介護用具・機器の紹介を通じて介護保険事業の利用拡大に向けて今後連携を強めていくこととしている。

(5) 事例5：E農協

E農協では、自らが中心となって資金を出し建設した、特別養護老人ホーム(現介護保険制度上では介護老人福祉施設)のほか、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援、訪問介護等の各サービスを提供している。施設の運営は、県各連合会が出資して設立した社会福祉法人が担当している。同法人の月当たり介護収益は約4千万円であり、黒字決算が継続している。

a．組織活動との関係

E農協は、60年代から女性部を中心に健康管理活動に取り組んできた。80年代以降は、健康管理活動から高齢者介護へと女性部の関心が移った。とりわけ農村部では、高齢化の進行とともに女性の介護負担が重くなり、農業の維持が難しい状況も目立ってきたためである。

そして女性部を中心に高齢者向けの介護施設の建設要望が高かったところに、行政の計画が持ち上がったため、社会福祉法人

第7表 農協の介護保険事業への多様な取組み

	A	B	C	D	E
事業化の背景	・91年ごろヘルパー育成 ・2000年4月介護センターを設置し本格開始	・93年ごろヘルパー育成 ・95年行政から訪問介護を受託	・95年ごろヘルパー育成 ・98年行政の福祉用具貸与を農協で実施 ・訪問介護についても行政から実施依頼	・92年ごろヘルパー育成 ・95年介護用品販売	・92年社会福祉法人による特養ホーム検討 ・94年県各連出資により社会福祉法人設立 ・95年特養ホーム開設
(介護保険事業実施事業)	・居宅介護支援 ・訪問介護 ・福祉用具貸与	・訪問介護 ・通所介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与	・居宅介護支援 ・訪問介護 ・福祉用具貸与	・居宅介護支援 ・訪問介護 ・福祉用具貸与 ・住宅改修	・居宅介護支援 ・訪問介護 ・福祉用具貸与 ・特別養護老人ホーム(53床) ・短期入所生活介護(13床) ・通所介護
利用者数	2002年3月訪問介護(約150人)	2002年6月居宅介護支援(約360件)訪問介護(約2130時間)福祉用具貸与(約70件)通所介護(約2830人)	2002年6月居宅介護支援(約50件)訪問介護(約1750回)福祉用具貸与(約320件)	2002年6月居宅介護支援(約10件)訪問介護(約30件)福祉用具貸与(約320件)	長期入所希望が多く、待機者約420名。(約210件)
月平均介護収益	900万円/月(2002年1～3月実績)	3400万円/月(2001年度実績)	800万円/月(2002年3～6月実績)	300万円/月(2002年3～6月実績)	4000万円/月(2001年度実績)
収支	2002年度事業損益が均衡の見込み	・2001年度事業総利益が1億9千万円 ・収益のうち7～8割が通所介護による	2002年度事業損益が黒字転換の見込み	・2002年度は事業総利益段階で収支が均衡する見込み ・福祉用具貸与の取扱いが福祉事業収益全体の72%	・農協とは別法人 ・黒字決算が継続 ・農協本体から4人出向(費用は出向先負担)
活動から事業への転換	外部の人材登用により、助けあい組織のプロ化を積極的に進める。同組織の活動はその後大幅に縮小。	介護保険制度施行以前からの行政からの受託事業があったため、ヘルパーが徐々にプロ化した。助けあい組織は活動が停滞。	既存の助けあい組織からの人選ではなく、新規に養成するヘルパーの中からプロとして働く素養のある人を厳選し、少数精鋭のヘルパーを育成。	助けあい組織と登録ヘルパーが全員重なっているため、助けあい組織は活動が停滞。	・1960年代後半から女性部を中心に健康管理活動に取り組んできた。その後、農村の高齢化によって、高齢者介護が重視される。 ・助けあい組織もあるが、福祉施設では、外部から人材を採用。

資料 筆者作成

を設立して施設を建設することとなった。

社会福祉法人では、95年、特別養護老人ホームの開設時に、看護師等の専門職を多く必要としたため一般公募にて人材を募集した。ホームヘルパーについては助けあい組織からではなく、専門学校卒業者など外部の若手からの応募がほとんどであった。

b. 介護保険事業の運営

特別養護老人ホームは訪問介護や通所介護の事業所等が併設された複合型施設であるため、職員の効率的な配置が可能となっている。また運営マニュアルを整備するほか、今後はISO9001シリーズ(国際標準化機構による規格)の取得を目標としており、申請・審査を通じて、業務運営体制の標準化

第7表 農協の介護保険事業への多様な取組み(つづき)

	A	B	C	D	E
他団体との関係および 他事業との連携	農協に熟知したケアマネジャーを育成することによって、多様なニーズに対応。	・農業を通じて形成してきた行政との関係から、公設民営の通所介護施設が実現。 ・農協が自前で通所介護施設を開設する場合にも補助を受ける。	厚生連と連携し、ケアマネジャーを出向で受け入れる。	・厚生連と連携し、ケアマネジャーを出向で受け入れる。 ・経済部門と連携した住宅改修は、介護保険限度額以上の改修工事につながることもある。 ・経済渉外担当者、介護用具・機器の紹介を通じて、利用者を開拓する。	施設建設時には市からの補助金を利用。通所介護施設の運営も市から受託。
事業運営面における特筆すべき取組み	・市場調査の結果から重点を置く地域とサービスを決定し、事業リスクを回避する。 ・パート職員を起用して固定費を引下げ、支出を抑制する。 ・研修を充実させ、職員の技能向上と職務満足を図る。 ・CS活動を推進することによって、顧客満足度を高め、継続利用を促す。	・通所介護施設の建設は、遊休資産の活用と各種補助金とによって、自己資金を最小化し低額で実現。 ・6か所の通所介護施設の運営で、300名以上の利用者を確保し、安定した収入。 ・通所介護施設の利用者に継続利用してもらうため、農協がケアマネジャーを確保。 ・利用者の個別情報管理によって、きめ細かいサービスを実現。	・系統内リース会社と連携して、在庫負担なく高収益の仕組みを実現。 ・利用者ニーズに応えるために、30分未満の巡回型介護を主体とした業務運営。 ・良質なヘルパーに長時間働いてもらうことで、高水準のサービスを提供。 ・22名の登録ヘルパーには、1日最低1回は事業所に立ち寄り、情報交換することによって、サービス業務の均質化を図る。 ・技術研修だけでなく、内面的な研修(心のたしなみ)を行い、品のあるヘルパーにしたい。	福祉用具貸与事業へ早期参入したことが地域内での高シェアを達成し、収益に貢献している。	・特別養護老人ホームを核として通所介護施設、在宅介護支援センター、居宅介護支援、訪問介護が併設された複合型施設によるサービス提供。 ・各種事業所を併設することによって、効率的なサービス提供を図る。 ・運営マニュアルを整備するほか、ISO 9001取得によって、サービス提供の均質化を図る。 ・待機者約420人あり、稼働率が高く、安定的な収入。

を進めようとしている。

特別養護老人ホームには短期入所も含め66人が入所しており、常にフル稼働の状態です。収益が安定している。ちなみに入所待ちの待機者は420人いるため、退所者があってもすぐに補充される。

c. 農協の他事業・他団体との連携

特別養護老人ホームの建設資金には、行

政からの補助金を利用された。社会福祉法人であるため、補助率は民間事業者よりも高い。施設に付帯している在宅介護支援センターは、行政からの受託事業であり、介護保険以外の相談業務を行っている。また、昨年度から別の場所にある公設の通所介護施設も農協が運営受託しており、行政との関係はさらに強まっている。

4．介護保険事業の実践 にみる課題への対応

以上5つの事例は、介護保険事業を展開する上で、様々なアプローチがあることを示唆している。

これらの事例調査から得た知見に基づき、組織活動との関係、介護保険事業の運営、農協の他事業・他団体との連携、という3つの課題への対応を考察してみたい。

(1) 組織活動との関係

事例で紹介した農協に限らず多くの農協では、高齢者の生活を援助する活動として91年以降ホームヘルパーの養成に取り組んできた。また法制度上はサービス提供者がホームヘルパー資格保有者でなければならないことはないが、一定の知識と技能を持つ者がサービス提供に当たる方が望ましいことは自明で、訪問介護、通所介護いずれに取り組むにしてもホームヘルパーの存在は欠かせない。

農協の介護保険事業のホームヘルパーは、プロとしての技術と意識に加えて、農協事業の知識を兼ね備えていることが望ましい。

A農協では、外部から経験者を積極的に採用して、プロのホームヘルパーに農協事業を教育している。一方、B農協はもともと農協事業を良く知る助けあい組織のホームヘルパー自体が、他の施設で働くなど積極

的な活動を行い、サービス向上に研鑽を重ねた。

どちらの場合でも、プロの技術・意識と農協事業の知識の両方を備えたホームヘルパーの育成を目指している。

組織活動として養成してきたホームヘルパーを活用するには、農協の事業に精通していることは当然ながら、後述する技術・サービス水準の向上が求められよう。

(2) 介護保険事業の運営

実践からの多くの示唆があるなかで、ここでは、技術・サービス水準の向上、収支の改善、の大きく2つに分けて考察してみたい。

a．技術・サービス水準の向上

技術・サービス水準の向上のために第一に必要なことは、農協がケアマネジャーを確保して居宅介護支援サービスを実施することである。

これは、利用者とその家族に対し介護に関する総合的な相談に応じることができるとともに、日常の業務運営においてホームヘルパーとケアマネジャーとが情報交換をしやすくなるため、利用者の状況に合ったきめ細かいサービスの提供につながる。

第二は、ケアマネジャーやホームヘルパーといった直接利用者と接する職員の資質向上である。とりわけ訪問介護は、提供するサービスの質によって利用者が業者を変更しやすい。介護や家事援助サービスの質を規定するのは、ヒトによるところが大

きく、プロを育成して配置する必要がある。技術・知識もさることながら、キメ細やかな心配りができる人材が望まれている。

b．収支の改善

収支改善のための第一は、地域の競合状況を把握するなど市場調査を行い、参入可能な地域とサービスを選択して進出することである。介護・福祉分野では信頼と実績のある社会福祉協議会のサービス対応がどの程度なのかを見極める必要がある。また、医療サービスとセットでサービスの提供が可能な医療機関の進出状況も地域ごとに把握することが重要である。

事業計画立案にあたっては、他の事業者との競合を考慮し、農協の強みを発揮できるような分野を選択することが望ましい。その際、居宅介護支援、訪問介護、あるいは通所介護や福祉用具貸与など、どのサービスを組み合わせるのかを考慮する必要がある。大多数の農協が行っている訪問介護だけでは黒字になりにくいいため、地域の状況を勘案しながらサービスの組み合わせを考える必要がある。

A農協やC農協の訪問介護では、社会福祉協議会のサービスの充実度が高い地域とそうでない地域でメリハリをつけた事業運営をしている。またD農協は、管内に競合事業者がほとんどいない、福祉用具貸与を実施することで高い収益を実現している。

第二は、変動費型の事業構築を目指すことである。介護保険利用者は、加齢や疾病

により利用状況が変化しやすい。提供するサービスの水準を維持・向上させつつ、変化する需要に合わせ、サービスの内容と供給量を調整可能な体制にすることができれば最も理想的である。これに対応して事例で紹介した農協の多くは、介護事業にかかわる職員を嘱託・臨時・パート等とし、さらに訪問介護サービスはパートである登録ヘルパーで対応している。

また、事務所や通所介護施設等を設置する場合には、補助金の活用、遊休資産の活用などによって、自己資金を抑制するとともに固定費を引き下げることが可能となる。B農協では、生活購買店舗を改修して通所介護施設に転用することによって初期投資額の抑制を実現した。

第三は、農協がケアマネジャーを採用することである。これは利用者に対するサービスの向上だけでなく、収支の改善にも効果的と思われる。なぜなら、農協の介護保険サービスに精通したケアマネジャーがケアプランを作成することで、農協の介護保険サービスの利用が拡大することになるからである。

(3) 農協の他事業・他団体との連携

農協の事業との連携では、介護用消耗品や介護機器販売など経済事業と関係することが多いが、経済事業だけにとどまらず各事業と連携することが重要である。例えばA農協では、農協の各事業を熟知したケアマネジャーやホームヘルパーを育成・確保して利用者との相談窓口とすることで、農

協の他事業と連携したサービス提供に発展させている。このように積極的に他事業につなげることが大切である。

また、農協の他事業との連携という視点だけでなく、農協が農業を中心として形成してきた行政との関係は、介護保険事業においても利用者確保や事業展開上、有効と思われる。介護保険事業は地域性の強い事業という側面もあるだけに、行政との折衝力や連携が重要となる。介護保険制度施行前から行政受託により通所介護施設を運営していたB農協のように、地域とのつながりや農協の持つ総合力といった強みを活かして行政と互いに協力することができれば、この事業を有利に展開することが可能となろう。

結論にかえて

介護保険事業は農協が取り組みはじめてまだ3年目の事業ではあるが、利用者の増加により2001年度の介護保険事業収益は100億円を超え、今後も拡大が予想されており、農協の事業のなかで数少ない成長部門となっている。また同事業は、農協の組織基盤である組合員および地域住民との間で人的関係を築ける事業でもあり、農協の存在を地域に強くアピールできる事業の一つとなっている。

しかし、介護保険事業は始まったばかりであり、試行錯誤の部分も多く、現状分析や事例にみられたように様々な課題が生じている。

まず運営面の課題としては、行政・社会福祉協議会を含め地域内での競争が激しさを増していること、また農協の取組みが多い訪問介護及び居宅介護支援サービスは、制度上単独では収支が厳しいこと、さらに利用者の権利意識が高まるなか技術・マナー等を含めたサービスの高度化が求められていること、などである。ただし運営面の課題については、現場での様々な取組みにより、徐々に改善が図られていることも明らかになった。

例えば、事例のなかにも利用者の増加と複数事業の組み合わせの相乗効果によって部門収支が黒字に転換している農協があったが、全国的にみても、総合的なサービス提供への取組みが進み、事業収支は改善傾向にあるとみられる。介護保険事業に継続して取り組む上で、収支均衡は最低限必要な条件であり、3年目を迎えようやくそのめどがたってきたといえよう。またサービスの高度化についても、事例の農協では、内外での研修の充実や研修参加費の補助、CS活動の実施等の取組みによりサービスの向上に積極的に取り組んでおり、同様の取組みは、他業態との競争が激しくなるなか全国的に行われているものとみられる。

総じて運営に関して介護保険事業が有する課題は、事業そのものの拡大と、今回の事例でみたような農協のさまざまな取組みにより、改善に向かっているといえよう。

一方、組織活動に関する課題である介護保険事業と助けあい組織との連携については、あまり進んでいないようである。これ

は介護保険事業が、他の事業者との激しい競争のなか、高い専門性と事業所ごとの独立した運営が要求されており、助けあい組織との性格の違いが大きくなっているためである。また、介護保険実施で従来の取り組みが事業に移行し、活動が停滞している助けあい組織も多いとみられる。

農協の高齢者対策の強みは、地域のなかで「活動」と「事業」が「車の両輪として連携」し、一体的に取り組んでいけることにあるといわれている。そのため助けあい組織の活動が停滞している農協では、例えば従来の上乗せ・横だしサービス等介護保険事業を補完するサービスだけではなく、高齢者対策全般に「活動のメニューの多様化」(日本農業新聞2001年11月21日付)を図るなどして、同組織の活性化に取り組んでいくことも必要と考えられる。

また、他事業との連携に関する課題に関しては、住宅改修の事例やケアマネジャーが農協事業への理解を深めることによる間接的効果の期待等がみられたが、まだ取り組みは一部にとどまっているようである。

2003年度は介護保険制度における報酬単価の見直しが行われるとみられ、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス中心の農協の介護保険事業収支は一定程度改善するとみられるが、その一方で医療系機関等による居宅サービスへの参入も増加し、介護保険事業における競争はさらに激しくなると予想される。

そのため今後農協の介護保険事業は、収支の厳しい訪問介護・居宅介護支援サービ

スに取り組む農協を中心に、既存サービスの強化と合わせサービス範囲を拡大する必要性が高まってくるとみられる。具体的には通所介護、福祉用具貸与サービスの併設やこれまで農協の実績がない新たなサービスへの取り組み等である。ただし、在宅サービスで農協が参入可能なサービスのうち、通所介護以外の施設利用型サービスや、医療系サービスについては、厚生連での取り組みを除けば農協の実績がほとんどなく、対象地域の事業の将来性、利用者の動向等を把握した上で、行政等公的機関や厚生連等系統団体の協力を得ながら慎重に進める必要があるだろう。

介護保険事業に携わる農協の担当者は、皆「この事業は大変だけれども、利用者に感謝される。その感謝の声がうれしい」という。介護負担の軽減による地域農業の維持や、こうした組合員、地域住民と介護保険事業を通じた人的つながりは、地域に根ざした農協にとってなにより重要といえる。

3年目を迎え、介護保険事業はようやく軌道に乗り始めたとみられる。農協の地域のなかでの存在意義を高めるとともに、農協の組合員基盤・地域基盤の再形成にもつながる事業であり、農協系統としても、同事業の拡大と地域のなかでの定着にさらに注力していく必要があるだろう。

<参考文献>

- ・北浦正行『介護サービス労働の現状と課題』(財)全国勤労者福祉振興協会
- ・農協共済総合研究所編『J Aの高齢社会への貢献』(社)家の光協会
- ・蟻塚昌克『介護保険と協同組合福祉』(社)家の光協会
- ・農業協同組合制度史編纂委員会編『新・農業協同組合制度史』(財)協同組合経営研究所
- ・早川浩士『介護保険データブック』(株)ぎょうせい

- ・日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑』家の光協会
- ・『農協の高齢者対策』(株)協同組合通信社
- ・厚生省平成11年版,12年版「厚生白書」,厚生労働省平成13年版「厚生労働白書」
- ・三浦文夫編著『図説 高齢者白書』2000年度版,2001年度版,社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(副主任研究員 内田多喜生・うちだたきお
研究員 木村俊文・きむらとしぶみ)

参考 ――介護保険制度について

1. 制度の概要

介護保険制度とは,介護が必要な高齢者に家事援助や身体介護などのサービスを提供し,在宅介護を支援するため,2000年4月か

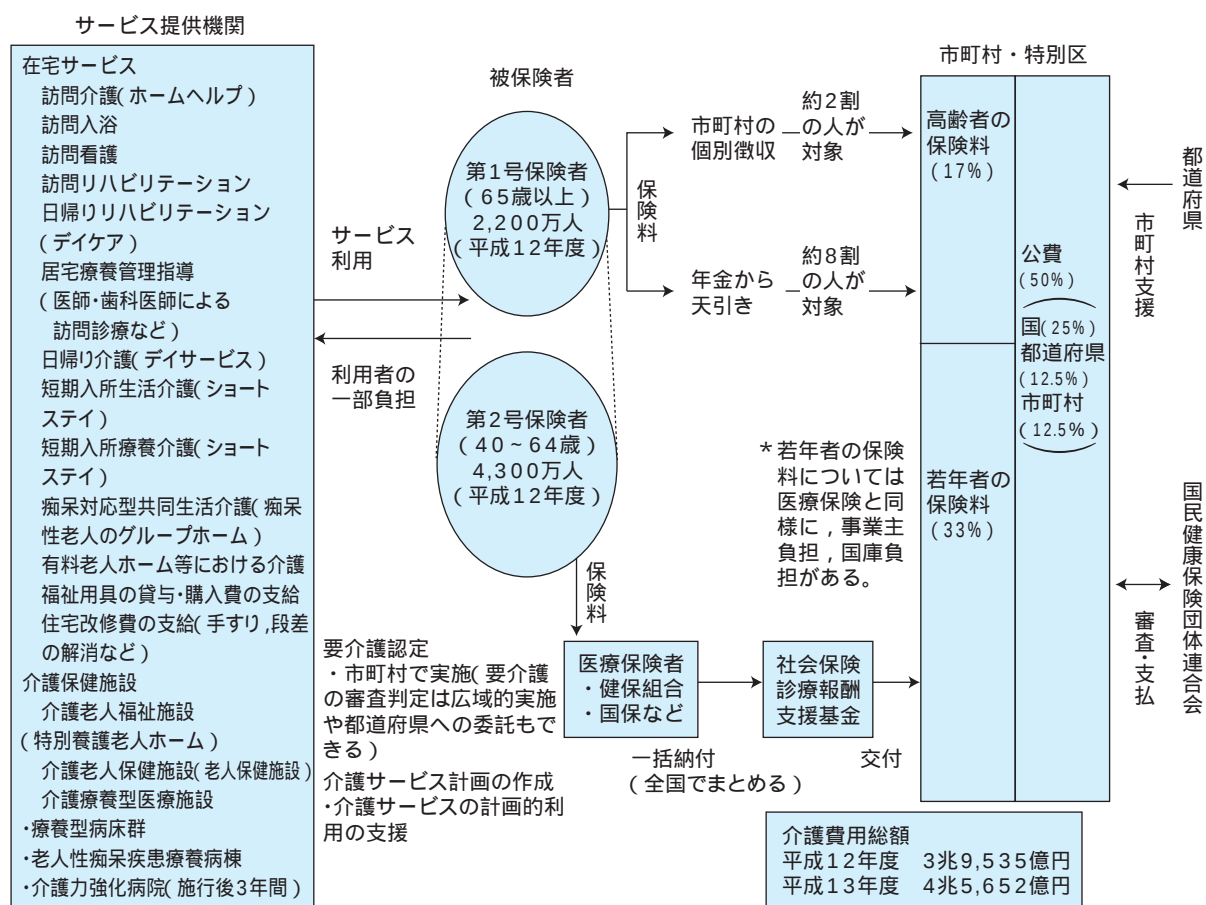
ら導入された社会保険制度。制度の主なねらいは,老後の最大の不安要因である介護を国民皆で支える仕組みを構築,社会保険方式により給付と負担の関係を明確化,制度を再編成し,利用者の選択で,多様な主体から総合的に介護サービスを受けられる仕組みを

第a表 在宅・施設サービスについての内容について

在宅サービス	居宅サービス	訪問介護(ホームヘルパーの訪問による入浴・排泄・食事等の介護)
		訪問入浴介護(入浴チームの訪問による,居宅で浴槽を提供されてうける入浴の介護)
		訪問看護(看護婦等の訪問による療養上の世話と診療の補助)
		訪問リハビリテーション(リハビリの専門職の訪問による理学療法・作業療法等のリハビリ)
		居宅療養管理指導(医師・歯科医師・薬剤師等からうける療養上の管理と指導)
		通所介護(デイサービス)〔デイサービスセンターなどへの通所による機能訓練,食事や入浴など〕
		通所リハビリテーション(デイケア)〔老人保健施設,病院,診療所などへの通所でうける理学療法・作業療法等のリハビリ〕
		短期入所生活介護(ショートステイ)〔特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける,入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練〕
		短期入所療養介護(ショートステイ)〔介護老人保健施設・介護療養型医療施設等への短期入所で受ける,看護,医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話〕
		痴呆対応型共同生活介護(痴呆性老人グループホーム),共同生活を営む住居でうける,入浴・排泄・食事等の介護,その他の日常生活上の世話と機能訓練
		特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等での介護)
		福祉用具貸与(日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で,日常生活の自立を助けるものの貸与(例:特殊寝台,車いすなど))
施設サービス	施設サービス	住宅改修費(手すりの取り付けや段差の改修)・福祉用具(腰掛け便座,入浴用いす)の購入費の支給
		居宅介護支援(在宅サービス等を適切に利用できるよう心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し,サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに,介護保険施設入所が必要な場合は施設への紹介等を行う。)
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
		介護老人保健施設(老人保健施設)
施設サービス	施設サービス	介護療養型医療施設
		・療養型病床群
		・老人性痴呆疾患療養病棟
		・介護力強化病院(施行後3年)

資料 平成12年版厚生白書等

第a図 介護保険制度の概要



資料 厚生労働省「介護保険制度の仕組み」

創設, 介護を医療保険から切り離し, 社会保障構造改革の皮切りとなる制度を創設すること(平成12年版厚生白書)である。

サービスには第a表のように, 自宅でくらす高齢者の食事・入浴の世話などの在宅サービスと, 特別養護老人ホームなど施設入所者が利用する施設サービスがある。

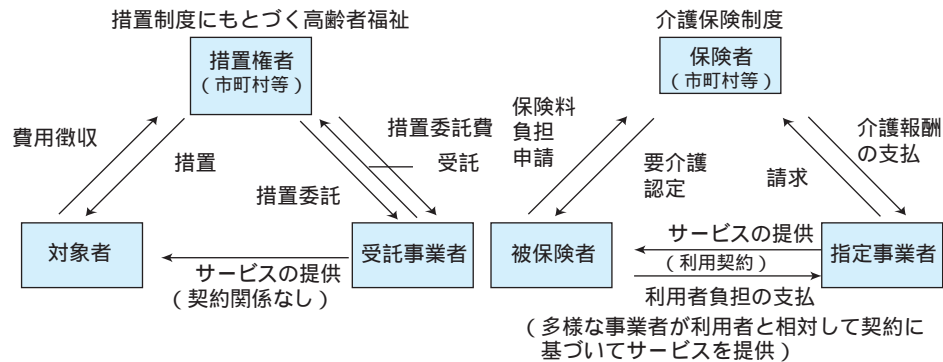
介護保険制度によるサービス利用者の自己負担は1割で, 残る9割は介護保険から給付される。給付費の半分は国や地方自治体の公費(国25%, 都道府県と市町村が12.5%ずつ)で, 残りの半分は国民から保険料(第1号保険者「65歳以上の高齢者」が17%, 第2号保険者

「40歳以上64歳未満の人」33%)を徴収し財源とする(第a図)。

2000年度の介護費3兆9,535億円に対し, 2001年度は4兆5,652億円と15.5%増加した。2000~2001年度の介護サービスの利用量が当初予想を上回り, 保険財政が赤字の自治体も相当数に上っている。

2. これまでの高齢者福祉と介護保険制度
戦後の日本の高齢者福祉サービスは, 老人福祉法にもとづく措置制度により充実が図られてきた。そもそも措置制度とは, サービス利用の申請に対し, 行政庁がその必要性を判断

第b図 福祉サービスの利用方法の変化



資料 厚生労働省「平成12年版厚生白書」

第b表 居宅サービス種類別指定件数の内訳(2000年7月1日時点)

(単位 件数,%)

		社会(社協以外)	社会(社協)	医療法人	民法(社団・財団)	営利法人	非営利法人(NPO)	農協	生協	左記以外の法人	地方公共団体				非法人	合計	農協のシェア
		社会福祉法人	社会福祉法人								都道府県	市町村	広域連合等	計			
居宅サービス種類	訪問介護	2,587	2,343	1,280	244	5,195	306	354	245	89	-	285	9	294	-	12,937	2.7
	訪問入浴介護	754	915	72	36	815	13	17	5	3	-	67	3	70	-	2,700	0.6
	訪問看護	40	8	91	19	294	15	3	9	1	1	19	3	23	-	503	0.6
	訪問リハビリテーション	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	通所介護	4,858	1,285	265	85	329	93	59	35	10	6	788	57	851	-	7,870	0.7
	通所リハビリテーション	24	-	1,976	93	4	-	14	198	14	1	26	7	34	440	2,797	0.5
	短期入所生活介護	4,155	15	10	1	26	-	1	1	6	24	261	144	429	-	4,644	-
	短期入所療養介護	2	-	155	5	4	-	-	4	2	-	6	-	6	12	190	-
	痴呆対応共同生活介護	227	8	193	4	122	35	-	2	1	-	13	-	13	-	605	-
2000年7月1日指定件数合計	特定施設入所者生活介護	44	1	2	18	186	-	-	-	20	-	-	-	-	-	271	-
	福祉用具貸与	113	147	84	15	3,549	12	94	35	9	-	12	3	15	-	4,073	2.3
2000年7月1日指定件数合計		12,806	4,722	4,128	523	10,524	474	542	534	155	32	1,477	226	1,735	452	36,595	1.5
居宅介護支援事業の指定件数の状況		4,934	2,321	5,683	1,170	5,017	198	265	532	185	16	1,361	127	1,504	-	21,809	1.2

資料 図説 高齢者白書2001年度版

(注) 指定サービス事業所の指定件数のなかには「みなし指定」を受けた事業所は入っていない。

し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みである。しかし措置制度においては、サービス提供は行政が責任を持つため、高齢者福祉の分野においても「利用者がどの事業者からサービスを受けるかを自由に選択することは制度的に保証されていなかった。また事業者は利用者とはサービスの対象という関係にとどまるため、サービス内容についての利用者の要望は事業者にとどまらなかった」(平成12年版厚生白書より、第b図)。

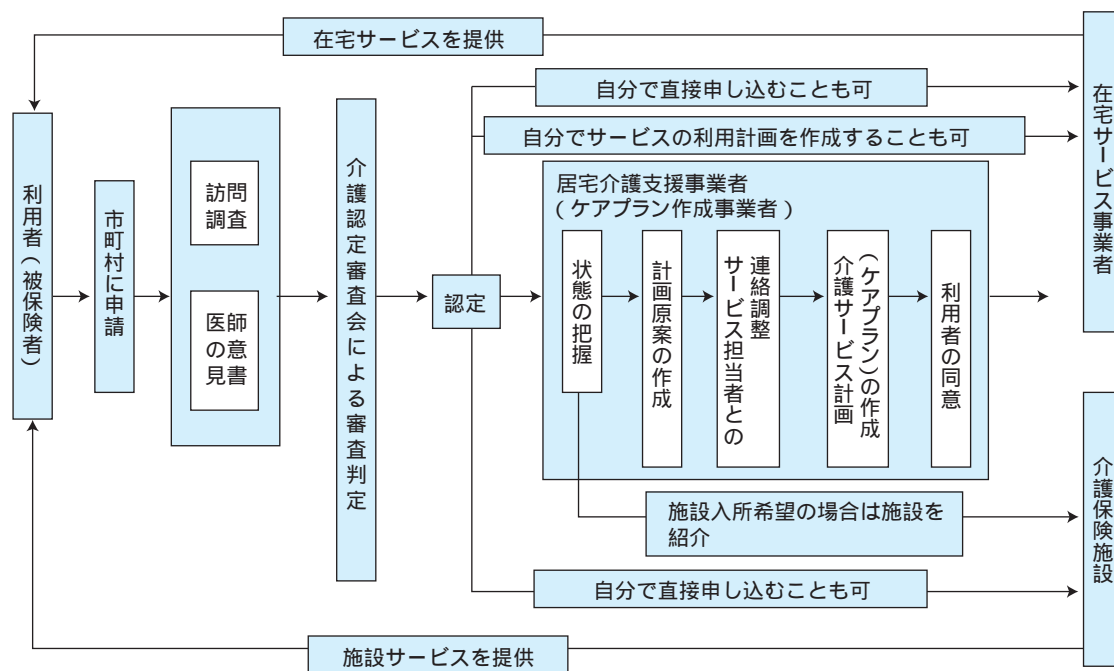
しかし介護保険制度のもとでは、「基本的に行政はサービスを提供する主体ではなくなり、多様な事業者が、相対して、契約に基づいてサービスを提供するようになった」(平成12年版厚生白書より)。このように介護保険制度により、利用者は事業者と対等な関係のもとで、主体的に福祉サービスを利用できるようになったのである。

3．介護保険事業への参入状況

一方、サービスを提供する事業者も従来の市町村の委託による事業展開ではなく、一定の条件を満たせば都道府県による指定を受け取組みが可能になった。とくに在宅サービスは原則として法人格があれば参入が可能になり、民間企業、農協、生協、NPO等の多様な団体が参入することになった。ただし民間事業者の参入が可能になったといっても、在宅サービスの分野では措置制度から継続して取り組んでいる社会福祉協議会、市町村が相当数あり、それらの取組みが、農協の介護保険事業の展開に大きく影響している。(第b表、同表の農協には厚生連含む)。

4．要介護認定からサービスの利用まで
介護保険サービスの利用者は、市町村に要支援・要介護の認定を申請し、要介護認定を

第c図 要介護認定からサービス利用までの流れ



資料 厚生労働省「介護保険制度の仕組み」

第c表 要介護度と在宅サービスの支給限度額等について

		要介護状態区分	訪問通所サービス	短期入所サービス	
			支給限度基準額 (月額)	(振替なし)	(振替あり)
要 介 護 度	要 支 援	社会的支援を要する状態	6,150単位 / 月	1 週 / 6 月	6 日 / 月
	要 介 護 1	部分的な介護を要する状態	16,580単位 / 月	2 週 / 6 月	16 日 / 月
	要 介 護 2	軽度の介護を要する状態	19,480単位 / 月	3 週 / 6 月	18 日 / 月
	要 介 護 3	中等度の介護を要する状態	26,750単位 / 月	4 週 / 6 月	24 日 / 月
	要 介 護 4	重度の介護を要する状態	30,600単位 / 月	5 週 / 6 月	27 日 / 月
	要 介 護 5	最重度の介護を要する状態	35,830単位 / 月	6 週 / 6 月	30 日 / 月

資料 平成13年版厚生労働白書等

(注) 単位：10～10.72円(地域やサービスにより異なる)。

受ける(原則として30日以内に結果通知)(第c図)。

要支援・要介護度には要支援から要介護度1～5までの6段階があり、介護サービスの必要度合いを6段階に区分している。そしてそれぞれの要介護度に応じて利用できるサービスの支給限度額も決められている(第c表)。

要介護認定を受けた場合、利用者は、居宅介護支援サービス者を選び、一緒に介護サービス計画を作成する。在宅でサービスを受ける場合は、要介護度に応じて使える金額の範囲内で、介護支援専門員(ケアマネジャー)の助言を受けて心身の状態、過程の状況等に適したサービスを選ぶことができる。なおケアマネジャーとは、介護保険制度の開始にあわせ新たに導入された専門職で、専門知識に基づいて利用者にふさわしいサービス内容をまとめた居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

や、サービス事業者等との利用調整などを行う。

このように在宅サービスの利用内容の決定に関しては、居宅介護支援事業の役割が非常に大きく、とくに同サービスにおいて、ケアマネジャーは、サービスの種類・内容・利用料等について利用者・家族の直接相談に乗りケアプランの内容に大きく関与するため、介護保険制度の要となる存在となっている。

そのため、厚生労働省もケアマネジャーが利用者のサービス選択を妨げないように「居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」においてケアマネジャーは「特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってならない」としている。

暮らしの豊かさを取り戻すために

—— 地域協同組織研究会報告 ——

〔要 旨〕

1. 本稿は、当研究所研究員および関係の学者をメンバーとして進められた「地域協同組織研究会」の調査研究報告の概要を、筆者の責任において取りまとめたものである。
2. 問題意識としてあったのは、地域社会の連帯感の喪失であり、地域経済の空洞化である。それを地域住民の暮らしの側から取り戻すには、どうすればいいのか。現代社会の政治経済の構造が「強者生存」の論理の追求である以上、このまま放置すれば相対的な「弱者」は圧殺されかねないではないか。
3. 協同組合は、地域社会を暮らしやすいものに、地域経済をより持続的で安定したものにするために活動する存在であったはずである。ことに農業という生命の根源に深くかかわる農協の役割こそ重要である。ところが現実の農協は、おしなべて、大型合併の背後で地域の生活を基盤で支える協同活動に弱体化の懸念が生じてきた。
4. 他方、各地、各地域で女性を中心にした先進的・先駆的な組織やグループが誕生し、独自で活発な活動を展開し始めている。これらの組織やグループの行方、そして農協等の協同組合の協同活動とのかかわりがどうなるのかは、地域社会の将来にとってきわめて重大な影響をおよぼす。
5. もうひとつ注目される動向に、地域通貨の拡大がある。地域通貨は、確かに失われつつあるコミュニティの回復と地域経済の活性化のために有効な手段である。しかし、それは同時に、地域通貨という手段によらなければならないほど地域社会の暮らしと経済がおとしめられていることを意味している。であるならばその構造そのものをこそ問題にしなければならない。
6. 地域社会の暮らしを真に住民のものとするには、分断された人々の関係をあらたな連携の輪で結び付けなければならない。そのためには、協同組合やその他の地域組織を軸とする連携の内部は、あくまで自立した個で満たされなければならない。ことは簡単ではない。暮らしやすさの回復のためには、構造への対峙は避けられないのである。

目 次

はじめに

1．失われつつある地域社会

(1) 現代社会をどうとらえるか

(2) コミュニティ喪失と空洞化する地域経済

2．農協と地域社会

(1) 協同組合とはなんであったのか

(2) 地域のなかの農協

3．地域の再生，暮らしの再生

(1) 自立する生活者とその活動

(2) 地域通貨の可能性と限界

(3) 分断から統合へ，細分化から総合へ

はじめに

当研究所では，地域社会の現実を暮らしの視点から明らかにし，地域社会再生の道をさぐるべく，「地域協同組織研究会」を設け，調査研究を続けてきた。

調査研究の方法は，文献，諸先行事例の分析，研究者・学者からのヒアリング，各地農協および地域の実態調査という3種の構成とし，この3者は同時並行的に行われた。

研究結果が網羅的で散漫になるのを避けるために，随時研究会メンバーによる討論を加え研究内容の深化を図るとともに，相互に問題意識を確認しながら調査研究の方向・方法を修正・整理し，課題への接近を試みてきた。

研究会の設立趣旨，メンバー，期間，方法等の詳細は文末に掲載しておいたので参照したいが，日々変化する生きた現実から遊離しないよう研究結果を導いてきたつもりである。研究成果は，すでに本誌で中間報告(2001年4月号)を行い，さらにヒア

リングと討論の記録はその都度刊行し公表(文末に一覧掲載)，またとくに地域通貨については別途報告書(農中総研調査資料13第1号)を作成した。

このほど，実態調査を終了し，最終討議を経て，およそ2年半にわたる研究会としての最終報告を取りまとめる段階となった。内容のすべては本年秋刊行予定の報告書によられたいが，その概要を，主として問題意識と明らかになった課題・方向性という観点から記して行くこととしたい。

前述したとおり，研究会は複数のメンバーによる討議を繰り返しつつ行われたが，本稿は研究会代表としての立場から筆者が執筆するもので，研究会メンバーの討議を経ていない部分があることをお断りしておく。

1．失われつつある地域社会

(1) 現代社会をどうとらえるか

およそいかなる調査研究でも，問題意識と課題を設定するうえで誰しもが，そう明確に意識するかどうかは別にして，現在

我々が生きている社会はいかなる社会なのかをまず考えざるをえないであろう。もしそんな問いの外に身をおくのなら、多分その調査研究に着手するさしたる意味はない。いまさら言うまでもないが、いかなる科学も、人々の生活を豊かにし、その意味での文明の進歩をめざすものでなければならぬからだ。ある事象の周囲をうろろうとしているような調査研究は、単なる手すさびにすぎないといわれてもしかたない。ひたすら自戒する。

さて、その現代社会とはどんな社会なのか。抽象的な言葉の遊びを排し、生きた現実の政治経済の枠組みのなかで考えてみる。

今、日本という国家体制のなかに生きる我々が置かれている大きな流れは、グローバル化であり、そして市場経済化、競争原理の導入と効率化であろう。しかし、その喧伝はいったい誰が何のために行っているのかを考えてみたい。そしてその流れの本質とそれが人々の暮らしのレベルに真に資するものなのか。

なにごとにも当然のごとく前提してはならない。巨大な権力による情報操作は、その流れが一方向的に善であるような幻想を与える作用を持つ。しかし、自らが参画していないところで語られる方向には、一定の批判と拒否の姿勢であらかじめ防衛してからかかるのが賢明な態度であることは、幾多の歴史が教えている。

現在推し進められているグローバル化

ションとは、アメリカを中心とする世界秩序のより明確な推進であり、グローバルスタンダードとは、あからさまに言えばアメリカ化、アメリカンスタンダードとほぼ同義である。そしてその内実である市場経済化・競争原理の導入とは、活動の自由を保証するとの美名のもとでの、マネーにものをいわたした巨大資本の市場席卷・支配にほかならない。

一国の社会経済が閉塞状況にあるとき、海外からの変化の兆しは、無批判的に受け入れられがちだが、「自由主義国」アメリカ化は強者をより強者にとという論理であり、ごく一部にさらなる富の集中をもたらす、という方向を内包している。状況に身をよせるのは愚かである。錯覚は誰でもが強者になれると思うこと。そして忘れてはならないのは、富の集中の背後で、収奪される資源と人々と国家とがあることである。環境破壊、生態系破壊に典型的なようにすでに地球そのものの存続すら危機に瀕している。何の留保条項もなしのグローバルスタンダードはきわめて危険であると言わざるをえない。

むろん、世界経済のなかでわが国が孤立することは許されないし、国際的な流通・決済が日常的に行われている以上自己の殻に閉じこもってもいられない。しかし、だからといって自国の独自性、特殊性を捨ててもいいということにはならない。人々がよるべきは、「マネー」ではなく「英智」、そして思うべきは世界レベルでのあまりの貧富の差。大きな流れの本質を市民・庶民

の側で見極め、少なくとも後代に「負の遺産」を残すような愚は避けねばならない。

本来単なる手段に過ぎなかったマネーの蹂躪を許しておけば、個々人はマネーをめぐって耐えざる競争にさらされ、人間疎外を生み、そして相対的「弱者」たる地域経済はますます疲弊し、コミュニティは分断される。その結果はそこに住む人々の暮らしそのものをも破壊しかねない。

(2) コミュニティ喪失と空洞化する 地域経済

では、この間の地域社会の現実を少しく検証して見よう。まず地域経済とはといえば、地場産業や地域中小企業には、市場経済化のもとで巨大資本との競争にやぶれ、また不況と金融機関の自己防衛もあって資金の道を絶たれ倒産したところも少なくない。また地域の衣食住を内から支えてきた農業をはじめとする第一次産業や商店も、おしなべてジリ貧状況に陥ってしまっている。少なくとも我々が足を踏み入れた地域ではそうであった。

いや、もっと根源的な部分で問題を生じている。競争原理なるものは、人間関係を利害の側からしか形づくれず、効率化するものは、それをのみ唯一絶対の尺度として弱者を切り捨て、あるいは置いてきぼりにすることになる。もとより、地域社会の互助、連携ないし連帯は捨て去られる。すでに核家族化し家族内部での多様性が失われ、それだけ地域との連携の幅が狭められてしまっている状況を上塗りする。

豊かさの源の人間関係は何の条件整備のないままの競争関係からは生まれない。人を人として存在せしめる地域文化、福祉、そして自然と地域と深く結びついた地域産業も効率のみではカウントできるはずもない。

このまま放置すれば、今まで以上に、皆がみな、より巨大なものに向かい、より「都市」に向かう。「地方発見」「地方再生」などとも、都市の側や権力者の側から語られるようなら、それはあやしい。多くの場合それは、現在の社会経済の枠組みをそのままより強固にしようという「政策」の現れなのだから。かつての「列島改造」「全国総合開発」「ふるさと創生」などが何をもたらしたのか、それで人々の暮らしの部分がどれだけ充足されたのか、考えてみればいい。いたずらな資源の浪費、荒廃と新たな過密過疎を生じただけだったではなかったか。しかも昨今の不況の長期化は、雑草の生い茂る「工場立地予定地」を散在させている。

地域社会の暮らしやすさとは、自らの近場の生活圏に経済的な一定の充足と発展の持続が約束され、声をかければ応じる手をさしのべる「関係性」が縦横に存在することのはずである。いまやその意味でのコミュニティの存在はきわめて影がうすくなった。

ましてや諸先進国に例をみない高齢化の加速は、コミュニティ喪失の危険性をより深刻にしている。高齢化社会を見据えた諸施策も現状に追いついていないのが実態

だ。いかに取り繕おうが、現代資本主義社会の「強者生存」の本質は、一人暮らしの高齢者や社会的・肉体的弱者にとって、いかにも厳しい現実となって押し掛かっている。

2．農協と地域社会

(1) 協同組合とはなんであったのか

1995年にICAは、協同組合原則をおよそ30年ぶりに改定した。周知のように、第7原則は「地域社会への関与」で、地域社会の持続可能な発展のために活動することを協同組合の原則に加えた。人々の暮らしの拠点としての地域社会の現状を憂慮し、協同組合の役割の重要性を明らかにしたものだ。このことはわが国の協同組合にとっても重要な意味を持つ。さらにICAは原則と並び協同組合に関するいくつかの重要な定義を明確な形で示した。地域社会と農協のかかわりおよびその役割を考えるうえで、いや協同組合そのもの考えるうえでその定義を真摯に受け止めることから始めたい。いささか長くなるが、日本の農協の現状を検証する意味からも列記してかみ締めてみる。

まず協同組合そのものについては次のようにいう。協同組合は、「人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする」^(注1)と。そして協同組合の価値を、「協同

組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする」と定義する。そして協同組合原則とは、「協同組合がその価値を実践するための指針である」と明言した。

これから学ぶものは多い。農協系統組織は整備に急である。組合員、地域、農業そのものおよび経営の重要な支柱である信用事業の環境の激変を主な理由とし、時代への対応を余儀なくされてのものだ。農協系統が志向しているのは、総括的に言えば大規模化と集中の道である。単位農協の大型合併と全国連への機能の集中という対応が選択された。確かに一定の規模、一定の集中的機能を保有しないがために、組合員の要求を満たせず、事業と経営を不安定としている農協がないわけではない。しかし、これだけ地域社会のコミュニティの基礎である共助と連帯の崩壊の危機が叫ばれるなかで、その動向を自らの問題としての確にとらえ、協同組合として地域社会の発展を願い、その人々の暮らしを豊かなものとするべく活動する存在として自らを位置づけたうえでの大規模化の選択であるのか、もう一度問いかけてみるのも悪くない。地域社会における協同活動こそ実に協同組合を協同組合たらしめる基盤であるのだから。

農協の大規模化と機能の中央への集中は、すでに述べたようなわが国の社会経済

体制が目指している方向と見事に一致する。しかし原則と「定義」に照らして言えば、協同組合が真に組合員や地域住民のものとして機能しその協同組合としての役割を果たそうとすれば、何らかの小規模な協同活動を内包しない限り、大型合併ではその機能も役割も果たせず、自己矛盾をきたす。危惧するのは、大規模化と集中化が必然化させかねない小規模の切捨て、地域社会からの遊離である。そうなれば逆に地域社会から農協が切り捨てられ、農協は基盤を喪失するかもしれない。

（注1）日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則』日本経済評論社、2000年12月所載の栗本昭訳による。以下同じ。また下線部分は平井。

（2）地域のなかの農協

我々は、地域社会の実態を探るために各地の農協の協力を仰いできた。大きく都市的地帯と農村地帯とに区分して実態把握に努めるべく、長野、岐阜、兵庫、広島、島根、福岡各県下の農協地域を調査してきた。時期はまちまちだがそのいずれもが、大型の合併農協であった。共通しているのは協同活動の希薄化、女性部等の組織の弱体化への懸念であった。調査農協はその地方、県下ではいわゆる優良農協と目されている農協であったのだが、その表情は苦渋に満ちている。そしてその多くが、現下の経営的な対応に追われ組織基盤の強化（ということは組合員と地域住民）に向けての運営のゆとりを失い、それを自覚しているがゆえになお、いら立ちと不安をさらけ出し

ていた。これらは「優良農協」だからこそ自覚しているのかもしれない。むしろそれと気づかない農協で進行する組織の形骸化こそ問題であろう。

こうした事実から考えるに、大型合併への手順のどこかになんらかの欠落があったのではなかろうか、そして大型合併が真にやむを得ぬ選択であったのだろうか（調査農協そのものを問題としているのではない、念のため）。合併の前に組合員や地域住民とともに地域の将来を徹底的に問い、地域の発展のために果たす協同組合としての役割と機能は何か、そしてそれを実現するための組織とはどんな組織であるのかを、ぎりぎりのところまで追究していたのかどうかである。当然にそれは行われ、疑問を呈することはすべて憶測に過ぎないのかもしれない。しかしもし、協同組合を中核とした豊かな地域社会を展望するなら、これらの検討は必須であり、回り道のようにもそして今からでも避けては通れない。

農協が地域社会に存在し、地域社会の発展と共にあり、農業も、地域そのものの発展と地域住民との相互理解がなければ成り立たなくなっていることは、もはや論の外であろう。農協が農家組合員の農業だけを基盤に成り立つ、またそれが農協の協同組合たる所以であるとの考えは、生きた現実ですでに凌駕されてしまっている。

では、地域社会を生き生きとした活力のあるものとし、人々の暮らしを豊かで安定したものとするにはどうすればいいのか。その際一口に協同活動といってもどんな活

動が仕組まれればいいのか、また農協の組織活動として地域に広くその輪を広げるべきなのか、地域に存在する各種のサークルやグループなどとのあるいは他の協同組織との連携をこそ求めるべきなのか、自治体との関係はどう整理すべきか、求める方向の選択は簡単ではない。地域の実態にまた農協の実態に応じて決められるものであろう。ただいえることは、あくまで主体は組合員および地域住民にあり、協同組合はそれらの人々の暮らしの豊かさと安定した生活の実現をこそ目的にしていることである。この点は、原則に触れて前述したことを思い出してもらいたい。

具体的な事例をひとつだけ紹介して参考に供する。大型合併ではおしなべて支所(ないし支店、以下同じ)の再配置という大儀のもと、特に「効率的」でない支所は廃止される傾向がつよい。「効率的」かどうかをなんで計るのか問題なしとしないが、ここではそのことは問わない。いずれにせよかつての組合員の生活のまた心理的拠点であった支所を廃止する農協は少なくない。ところが、改めて支店(事例農協は支店)に権限を委譲し、支店に地域住民を含めた委員会を発足させ、自らの地域の活性化を組合員、地域住民、支所職員自らに立案させ実行させている農協がある。福岡県の福岡市農協の各支店では、綿密に立地条件と農協の経営条件を分析したうえで、各支店の特色に配慮した「支店行動計画」=協同活動を策定する、そして農協はそれを農協組織活動の基盤と明確に位置づけるという方法

で、もう一度地域社会の暮らしの再発見に回帰した。実際に活動を主導する職員がアイデアを積極的に提示し、意欲的であった点が印象に残る。

農協は多様である。地域の実態もさまざま。しかしもう一度協同組合としての自己を振り返り、協同組合は何のために存在するのか、何をなすべきか(なさざるべきか)、何をなさねばならないのか(なしてはならないのか)を謙虚に問いかけてみたい。

3. 地域の再生，暮らしの再生

(1) 自立する生活者とその活動

地域社会の活性化とコミュニティ確保のために、農協が有力な組織であることには変わりがない。とくに農村部では、農協の各種部会や組合員組織の存在が、地域社会において重要な役割を果たしていることには、異論のないところだ。しかし、地域社会の中核となるべき農協の協同活動にかげりが見え始めたことは、先に指摘したとおりである。加えて地域社会の変化と多様化は、農業者主体の旧来型協同活動では人びとの欲求が充足されないことを明らかにした。

その間隙を縫うように、各地で今、女性を中心に多様なグループや組織が誕生し、活動を活発化してきている。これらに参画する人びとは、生活者としての自立の道を模索しつつ、暮らしという最も根源的な部分で、地域社会の改革と活性化を目指して

信州うえだ農協で開催したワークショップ参加団体の概要

グループ名	会員数(名)	主要活動内容
JA信州うえだ女性部	2,474	健康教室, 共同購入, 自給と消費拡大
JA信州うえだ助け合いの会	1,023	身体介護, 家事援助, よりあい広間
JA信州うえだ東部町高齢者福祉ネットワーク	57	ふれあい昼食会, クリスマスプレゼント, 弁当配達, 介護教室, 講習会, 視察
武石村生活改善グループ協議会	18	生活技術交換会, ふるさとの味開発, 高齢者のための運転ボランティア
みのりの会	5	わらび採り, 豆腐・トマトケチャップ作りなど農産加工
ローマンの会	12	地域ぐるみの農業振興, 「おやき」など加工品販売, 野菜生産と直販
北條庵そば処	12	地場産のそば粉を使ったそば処の運営
味工房ゆらり	66	アイス, おやき, 餅, パンなどの製造・販売
クリエイティブ・グリーン	23	産消提携(生産物, 品物検討, 学習会, 機関紙発行など), 研修会
コープながの暮らしの助け合いの会上田たんぽぽ	330	家事一般・産前産後援助, 病院施設での介護

資料 参加団体から報告を抜粋して筆者がとりまとめ作成

立ち上がった。その分野は、食料、医療、福祉、健康、文化、教育など多様だ。そのなかで、生命の根源としての食への問いかけから、生産、加工、流通を通じて、地域社会の現状を学び、生活者としての生産者と消費者のネットワークを形づくる動きも生まれている。具体的な例を挙げよう。

我々は、信州うえだ農協の協力を得て、主として長野県上小地区を中心に活動する主要なグループと現地で意見交換する機会を持った(表)。

これらの組織設立の目的は、農業や地域の振興と活性化、安心して暮らせる地域づくり、相互援助と地域の福祉向上、食と農と命をむすぶよりよい生き方の発見、特産品加工開発を通じての産消提携、女性の地位向上といったものであり、地域社会や農村の現状を見るにつけやむにやまれず自ら立ち上がった。ほとんどが女性の組織であり、女性の行動力はすばらしい。

活動の内容の詳細は、紙幅の都合で明ら

かにできないので、表示部分をご覧いただきたいが、地域農業と暮らしの基盤からの活動は多彩で、女性の起業化までも展望されていて生き生きとしている。そして、意見交換の過程で、既存の農協の組織活動に飽き足らず、批判的意見がある反面、協同組合としての農協を叱咤・激励する声もまた強かったことを紹介しておく(このワークショップの記録は「地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ第7集」参照)。

また、京都府大宮町地区のように、農協の支所廃止を機に、旧支所を住民が自主管理する「百貨店」に改組、ややもすれば見捨てられたかもしれない地域社会を見事に再生させた例もある。

さらに、島根県石見町では、「いきいきいわみ」という組織を中心に、多様なそして実に緻密な福祉のネットワークを住民自らが張りめぐらし、地域の暮らしを守り、高齢者に生きがいを取り戻した(同「地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ第5集」参

照)

これらの組織はほかにも全国各地で誕生しているにちがいない。地域社会は生活の部分でじりじりと改革にむけて動き始めているのだ。

これらの組織が今後どのように発展するのか、相互にネットワーク化されるのか、農協や他の協同組合組織との結びつきはどうなるのか、などその行方はまだ定かではない。しかし、これらの新しい組織の動向と農協や生協などの協同組合活動とのかかわり如何が、地域社会の将来にとって重大な影響を及ぼすことだけは確かである。

(2) 地域通貨の可能性と限界

地域社会を語るとき、今ひとつ注目される動向として地域通貨の拡大がある。

地域通貨とは、法定通貨とは別に、地域内のみで流通する通貨（紙幣の場合もあるし、単に口座上のやり取りのみの場合もある）で、住民自身（多くはボランティア組織）が発行、住民間の各種のサービスのやり取りや商店街での購買への使用を通じて、共助と福祉と循環を回復し、地域社会を活力のあふれるものにしようとするものだ。わが国の地域通貨のサービスの内容をみると、買い物の代行、送迎、料理配膳、介護、話し相手、草取り、庭木の手入れ、犬の散歩、パソコン・英会話・写真指導などさまざまである。

これらのなかには、地域社会のコミュニティが形成されていた時代にはことさらの手段を必要としなかったものも多い。今日

では、近隣同士が手を差し伸べれば簡単に済むことすら、何らかの仕掛けの存在なしには不可能になった証でもある。これは程度の差はあれわが国だけに限ったことではない。だから、地域通貨導入地域の拡大と活動の活発化は、地球レベルでの地域社会の破局を象徴的に現しているといえなくもない。だからこそ先に述べたように協同組合の第7原則が加わったのだし、その真の意味は、あらたな社会経済秩序の構築に向けての人々の自立の喚起にほかならない。

ところで、この地域通貨の歴史は古く、大きな展開を見せたのは今から70年以前である。だが世界大恐慌下に増大したそのほとんどが、景気回復とともにそして国家の側からの圧力によって消滅してしまった過去をもっている。

地域通貨は、共助・連帯のコミュニティ再生、地域経済の活性化にとって、確かに有効な機能を持っている。まして、住民自身で住民の生活を卑近なところから守っていかうとする活動としての意義は大きい。しかし、繰り返せば、活動を始めねばならなかったのは、現在の貨幣経済に、経済のあり方に、そして社会制度のあり方に問題があったからである。であるとすれば、そのあり方そのものの構造を、地域社会の側から変革させることに地域通貨がつかないければ、さしたる可能性はないことになる。もし、構造的な問いを失い、地域通貨の会員間での活動で「自足」してしまえば、展望はない。ひとつの手段としての導入から、やがて学習を経て、さらなる変革に向

けて人々の自立をうながしてこそ、現代社会に一定の意味をもつのだといえるだろう。

(3) 分断から統合へ 細分化から総合へ
地域社会に住む人々は、精神的にも肉体的にも、あるいは食と農、あるいは職と住、あるいは教と育、あるいは政治と経済という形で分断されている。いつの時代でも情報の非公開とならんでこの分断こそ、人々のあずかり知らないところで進む支配の構図であった。

地域社会の暮らしやすさを考えるときまずは、この「分断」を絶つために意識される、ありとあらゆる縦横な住民の側からの「関係性」の復活こそが位置付けられなければならない。今ひとつ念を押しておけば、一方で地域住民相互の細分化された理解と協力と共感があってはじめて、持続可能なつまり「正の遺産」の連鎖による未来が考えられるのだが、そのままにしておくことはまた巨大な流れに抗する力にはなれない。ここでもそれを同時に総合化する関係性のなかに置いてこそ、「分断」から回復しうる。

そして根本にあるのは「自立」である。確かに、地域社会の現状を憂い、あるいは社会経済のあり方に矛盾を覚え活動を開始した組織やグループも存在することは紹介した。しかし、産消提携にせよ、生活者としての都市農村の連携にせよ、地域組織間のネットワークにせよ、その単位は不断の学習の内包による自立した個でなければ、状況の変化に耐えられないし、簡単に絡め

取られてしまう。思い起こせば「学習、教育」も協同組合原則に当初から変わらず掲げられている。

あくまで自立が基礎である。自立あってこそその連携・連帯である。この関係は図式化すれば次のようになる。自立・自助→協働・共助・参画→連携・連帯である。

地域社会の自立した住民からのネットワークが大小さまざまに、そして縦横に自由気ままに張りめぐらされ、分断をもたらしている構造の回避に向けて収斂していったとき、初めて、地域社会は住民のものに取り戻され、地域社会は再生と活性化に向けて歩みだす。

地域協同組織研究会ヒアリングシリーズ

第1集「コミュニティ協同組合と福祉

—イギリスを事例として—

明治大学政治経済学部教授 中川雄一郎氏

第2集「アグロ・メディコ・ポリスの可能性

—長野県佐久地方を事例として—

近畿大学農学部教授 池上甲一氏

第3集「滋賀県環境生協の活動と地域のネットワーク」

滋賀県環境生活協同組合理事長 藤井絢子氏

第4集「イタリア社会的経済への旅」

長野大学産業社会学部助教授 田中夏子氏

第5集「石見町における多様なネットワークの形成」

「いきいきいわみ」会長 寺本恵子氏

第6集「地域経済・社会の現状とその再生に向けて」

千葉経済大学経済学部教授 安東誠一氏

第7集「地域における女性の主体的な活動に関する

ワークショップ—長野県上小地区を中心に—

(次頁に「地域協同組織研究会」設立趣意書(抜粋)掲載)

(客員研究員 平井 隆・ひらいたかし)

「地域協同組織研究会」設立趣意書（抜粋）

1．目的と対象

「地域」に視点を置き，各種協同組織とその連携の実態をさぐり，農協の組合員組織に再検討を加えながら，地域における協同活動とその組織化の可能性を検証する。

2．調査研究の方法

（1）調査研究および研究会の運営

- a．基礎研究部内のワーキンググループ（平井，根岸，大江，代表平井）が中心となってい，必要に応じてグループ以外からの応援を仰ぐ。

（注）後に重頭が参加。

- b．本調査研究の全体の進め方や論点整理を的確にするため，内外の協同組織問題に精通する，中川雄一郎明治大学教授（日本協同組合学会会長及び協同組合総合研究所理事長）にアドバイザーをお願いする。

（注）後に田中夏子長野大学助教授および安東誠千葉経済大学教授も参加。

（2）調査研究の進め方

複数の農協地域の実態調査および，問題点の理論的整理と明確化のための研究者・学者からのヒアリングで構成する。

具体的には，主として，農村地域を対象として

既存の協同組合組織の再検討

多様な主体による地域農業の活性化の実態

協同組合や，協同組合以外の各種地域協同組織の活動および連携の動向を明らかにする。

ヒアリング講師の候補者は

- a．協同組合関係——現場関係者，学者・研究者
- b．協同組合以外——地域経済，地域農業，地域資源，ネットワーク論等の各論点についての学者，研究者，行政担当者，現場のネットワーカー等。

（3）調査研究期間

1999（平成11）年度 問題意識を共有する実態調査対象農協選定のための予備調査と，資料収集と文献解読等を通じた課題の視点と枠組みの理論的整理のための準備期間。

2000（平成12）年度 4月から本格的な調査研究に着手。

2001（平成13）年度 引き続き調査研究を継続。

2002（平成14）年度 年度末をもって終了とする。

以上

ペイオフ凍結解除をめぐる最近の動き

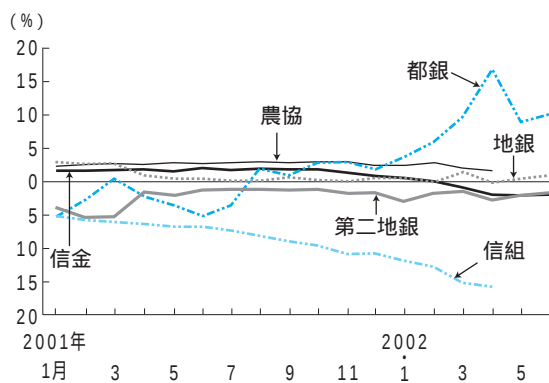
はじめに

2003年4月以降のペイオフの全面的な凍結解除について、政府は予定通り実施する方針を強調していたが、2002年7月末になって、特例として当座預金等の決済性預貯金^(注)については全額保護を継続することを金融庁が検討すると報じられた。具体的な措置については今後の検討を待たねばならないが、本稿ではこうした議論が出される背景として、最近の預貯金の動向がどのようなになっているかをまとめてみたい。

(注) 当座預金は、企業が取引先への支払いといった決済のために使う口座であり、通常個人は利用しないが、報道によれば、個人向けにも無利子の決済専用預貯金が新設される可能性がある。普通預貯金は全額保護の対象にならない見込み。

1. 業態別にみた預貯金の伸び率の推移
まず、定期性預貯金等のペイオフ凍結解除が行われた2002年4月前後の預貯金の動きをみてみたい。預貯金全体の伸び率を業

第1図 業態別預貯金の前年比伸び率



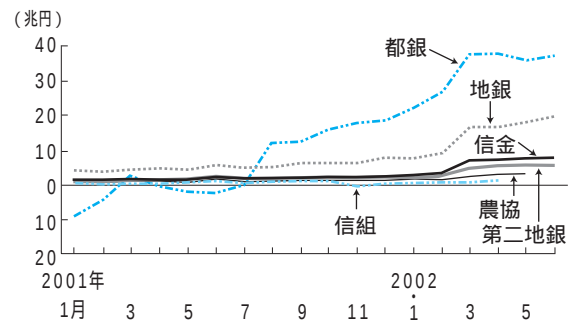
資料 日銀『金融経済統計月報』以下同じ

態別にみると、都銀の伸び率が上昇する一方、信組の減少率が拡大した(第1図)。また、信金の前年比伸び率は、2002年3月に日銀の統計上(1954年1月以来)初めて前年比マイナスとなった。信組、信金に加え、第二地銀の預金も前年比減少している。

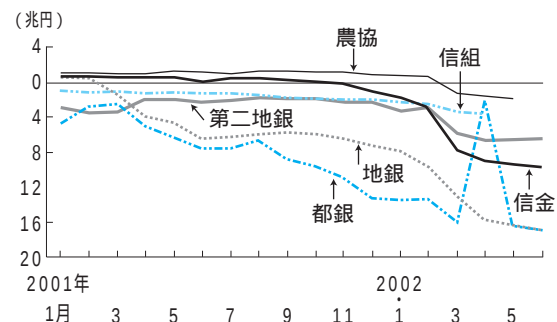
2. 定期性から要求払へのシフト

預貯金を定期性と要求払に分けて、前年比増減額の推移をみると、いずれの業態も要求払預貯金が前年に比べて増加し、定期性預貯金は減少している(第2, 3図)。特に2002年3月以降はその傾向が強まり、農

第2図 要求払預貯金の前年比増減額



第3図 定期性預貯金の前年比増減額





協の定期性貯金も3月には増加から減少に転じた。

特に、都銀の要求払預金が大きく増加しているのが目立つ。同預金の前年比増加額は、1月には22.5兆円、2月には27.1兆円だったが、3月には37.6兆円と急増し、4月以降もほぼ同額の増加が続いている。

これらを総合すると、各業態において定期性預貯金から要求払預貯金への資金の流れが発生するとともに、信組、信金、第二地銀の定期性預貯金の一部は外部へ流出していることが考えられる。都銀の要求払預金の大幅な増加には、そうした預貯金の一部が流入していることも影響しているとみられる。

3. 国内銀行預金者の預金構成の変化

こうした資金の動きを預金者の側からみてみたい。国内銀行における預金の構成比を預金者別にみると、2002年3月末には前年3月末に比べて、いずれの預金者においても、1千万円以上の大口定期性預金の割合が低下し、大口の要求払預金の割合が上昇した（第4図）。

特に、大口預金の比率が高い公金等と法

人の場合、大口の要求払預金の構成比は、それぞれ71.0%、61.6%まで上昇した。定期性預貯金等のペイオフの凍結解除を控え、地方自治体や法人は、大口の預金を定期性預金から普通預金等の要求払預金へ大きくシフトさせたとみられる。

4. 全面的なペイオフ凍結解除への懸念

ただし、こうした対策は一時的なものに過ぎず、ペイオフの全面的な凍結解除を控え、預金者は大口預貯金の運用先に苦慮しているとみられる。大口預金の分散化への対応策として、地銀と第二地銀では、銀行間で相互に代理店契約を結び、預金者が一つの銀行の窓口で複数行の定期預金口座を開設できるというサービスの導入を検討していることが報道された。

さらに、前述のとおり預貯金の前年比減少が続く業態からは、ペイオフの全面的な凍結解除の見直しが要望されていた。全国信用金庫協会と全国信用組合中央協会は、金融庁に対しペイオフの全面的な凍結解除を延期することを要請し、第二地方銀行協会も慎重な対応を検討するよう求めている。

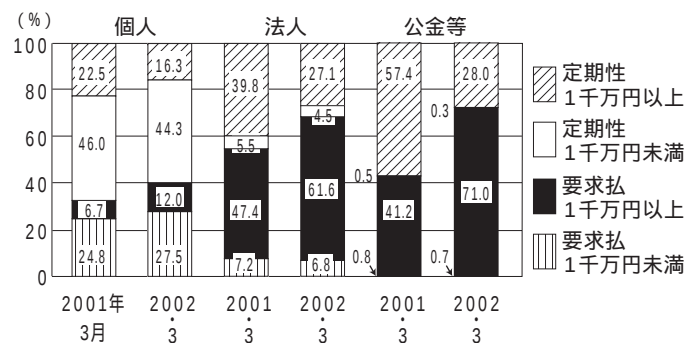
2002年3月以降、預貯金は業態間、あるいは預貯金商品間で大きく動いており、今後の検討によって具体的な措置が決定すれば、再び資金移動が発生する可能性があるろう。

（副主任研究員

重頭ユカリ・しげとうゆかり）

< 2002年8月5日現在の情報に基づいて執筆 >

第4図 国内銀行における預金者別
預金構成比の変化



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(59)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(59)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(59)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(60)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(60)
6. 農業協同組合 主要勘定	(60)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(62)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(62)
9. 金融機関別預貯金残高	(63)
10. 金融機関別貸出金残高	(64)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3246) 1984

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1997. 6	29,857,803	8,668,767	5,578,057	5,443,514	12,993,677	14,921,338	10,746,098	44,104,627
1998. 6	26,789,930	7,651,215	13,993,745	5,003,994	10,803,092	13,582,736	19,045,068	48,434,890
1999. 6	30,339,725	7,169,212	11,462,961	3,735,513	14,572,095	18,089,252	12,575,038	48,971,898
2000. 6	34,956,418	6,802,324	8,972,187	1,682,681	17,895,237	21,164,743	9,988,268	50,730,929
2001. 6	37,038,759	6,435,657	12,756,759	3,026,924	20,760,276	25,644,329	6,799,646	56,231,175
2002. 1	38,330,360	6,116,517	8,635,131	1,279,782	22,907,517	24,807,763	4,086,946	53,082,008
2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264
3	37,317,468	5,946,139	10,171,831	1,632,330	22,988,469	23,737,464	5,077,175	53,435,438
4	37,817,837	5,908,988	9,025,731	1,589,759	23,134,126	22,138,189	5,890,482	52,752,556
5	37,754,337	5,858,480	8,259,830	1,387,413	22,740,546	21,211,038	6,533,650	51,872,647
6	37,969,637	5,849,048	8,465,290	1,559,697	21,813,889	21,333,891	7,576,498	52,283,975

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2002年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,152,393	35,287	1,367,851	129	226,075	-	33,781,735
水産団体	1,219,102	-	79,299	35	14,415	-	1,312,850
森林団体	2,599	6	4,463	21	347	-	7,437
その他会員団体	6,751	-	14,680	-	254	-	21,684
会員団体計	33,380,845	35,293	1,466,292	186	241,091	-	35,123,706
非会員団体計	360,127	171,913	595,764	123,320	1,517,778	77,030	2,845,932
合計	33,740,972	207,206	2,062,055	123,505	1,758,869	77,030	37,969,638

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2002年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等					
農業団体	71,858	325,597	16,804	8	414,268
開拓団体	3,453	691	-	-	4,144
水産団体	68,031	35,603	43,121	213	146,967
森林団体	14,884	13,188	1,749	240	30,061
その他会員団体	-	742	60	-	802
会員団体小計	158,225	375,821	61,734	461	596,241
その他系統団体等小計	251,056	35,874	213,210	997	501,138
計	409,281	411,695	274,944	1,458	1,097,379
関連産業	2,613,734	239,549	2,732,544	66,415	5,652,242
その他	9,462,380	4,944,836	176,782	274	14,584,271
合計	12,485,395	5,596,080	3,184,270	68,147	21,333,892

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2002. 1	4,126,759	34,203,601	38,330,360	211,980	6,116,517
2	3,803,200	33,830,084	37,633,284	206,610	6,059,555
3	4,034,907	33,282,561	37,317,468	130,450	5,946,139
4	4,327,089	33,490,748	37,817,837	141,030	5,908,988
5	3,963,322	33,791,015	37,754,337	162,200	5,858,480
6	4,159,301	33,810,336	37,969,637	162,800	5,849,048
2001. 6	3,414,833	33,623,926	37,038,759	16,650	6,435,657

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2002. 1	70,724	1,209,057	22,907,517	8,594,945	138,385	-	10,308,570
2	107,588	1,528,554	22,908,006	8,553,921	81,713	-	10,030,854
3	232,909	1,399,420	22,988,469	8,600,368	35,226	-	8,931,721
4	117,780	1,471,978	23,134,126	8,536,229	34,834	261,900	7,949,880
5	129,826	1,257,585	22,740,546	8,509,719	61,553	349,500	6,237,690
6	156,262	1,403,435	21,813,889	7,918,055	115,298	720,500	5,596,079
2001. 6	185,965	2,840,957	20,760,276	7,335,164	469,645	-	11,760,972

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2002. 1	50,610,274	49,030,166	224,160	19,755	1,012,557
2	50,723,213	49,029,987	190,120	19,754	1,012,557
3	50,322,047	48,645,276	150,990	27,535	1,019,910
4	50,886,956	49,110,453	155,980	35,132	1,025,827
5	50,797,200	49,008,083	170,570	35,122	1,025,826
6	51,755,343	49,630,921	170,740	35,102	1,020,457
2001. 6	50,723,546	48,683,735	248,490	19,614	984,413

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。
 4. 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2001. 12	17,728,868	56,859,110	74,587,978	775,117	591,494
2002. 1	17,216,113	56,673,113	73,889,226	767,115	586,894
2	17,810,452	56,243,326	74,053,778	753,834	574,839
3	19,234,336	54,303,376	73,537,712	772,339	595,916
4	19,842,570	53,896,696	73,739,266	744,666	571,669
5	19,775,310	53,868,408	73,643,718	752,167	579,084
2000. 5	16,474,671	56,024,082	72,498,753	871,368	680,953

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 貸出金のうち短期は1年およびそれにみたないもの。
 5. 貸出金のうち長期は1年をこえるもの。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
398,837	1,623,482	1,124,999	5,275,833	53,082,008
744,387	1,661,746	1,124,999	5,853,683	53,284,264
899,346	1,250,534	1,124,999	6,766,502	53,435,438
646,814	1,660,942	1,124,999	5,451,946	52,752,556
625,330	1,727,123	1,124,999	4,620,178	51,872,647
578,278	2,361,822	1,124,999	4,237,391	52,283,975
857,603	3,547,888	1,124,999	7,209,619	56,231,175

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
11,144,046	3,282,945	72,202	24,807,763	350,044	-	3,598,517	53,082,008
11,497,594	3,293,253	69,045	24,890,748	328,245	-	3,439,409	53,284,264
11,565,186	3,161,748	78,807	23,737,464	377,202	-	4,664,747	53,435,438
10,926,678	3,194,813	66,816	22,138,189	366,951	-	5,226,798	52,752,556
11,672,909	3,236,920	63,518	21,211,038	462,769	-	5,659,830	51,872,647
12,485,394	3,184,269	68,147	21,333,891	1,051,518	-	5,689,182	52,283,975
10,571,296	3,211,810	100,251	25,644,329	692,355	-	5,637,648	56,231,175

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方				貸 出 金			
現 金	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融機 関貸付金
52,447	33,265,413	33,167,322	-	399,588	13,123,424	5,402,248	497,937
49,411	33,189,464	33,100,530	-	391,321	13,265,989	5,408,060	499,877
58,751	32,626,589	32,507,073	-	274,609	13,196,919	5,353,630	502,230
57,439	33,742,360	33,637,205	-	329,268	12,924,579	5,288,871	505,328
51,552	33,600,638	33,500,707	-	330,841	12,899,988	5,303,728	507,628
54,334	34,712,411	34,619,358	-	352,840	12,799,183	5,358,774	509,940
45,684	34,657,036	34,427,457	35,000	374,403	11,742,648	5,337,184	486,191

5. 受託貸付金は外書である。

6. 1999年10月より統合県JAは含まない。

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
391,883	49,932,684	49,609,790	4,001,303	1,227,777	21,719,031	417,353	1,146
352,286	49,198,128	48,943,320	4,178,168	1,402,235	21,598,494	415,125	1,143
340,500	49,347,512	49,102,933	4,244,510	1,473,047	21,609,566	405,964	1,124
349,565	49,072,546	48,788,484	4,067,390	1,370,898	21,735,764	402,965	1,120
385,533	49,531,468	49,287,915	4,031,643	1,318,211	21,545,770	402,613	1,064
351,282	49,531,340	49,285,119	3,952,788	1,252,811	21,557,775	404,314	1,063
341,184	48,045,194	47,666,061	3,808,842	1,024,857	21,913,263	446,688	1,177

6. 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統 預 け 金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

7. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

8. 1999年10月より統合県JAを含む。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2002. 3	2,365,943	1,817,387	40,918	58,781	13,888	1,437,835	1,382,668	212,729	803,420
4	2,309,195	1,798,790	43,128	58,552	11,243	1,397,181	1,363,143	211,187	791,113
5	2,288,850	1,787,590	39,679	58,557	11,153	1,373,614	1,340,037	207,873	791,870
6	2,297,217	1,791,776	39,683	58,577	11,136	1,381,172	1,348,569	206,914	795,681
2001. 6	2,393,371	1,964,489	44,723	51,976	8,610	1,435,203	1,402,321	222,088	821,044

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2002. 1	1,303,572	855,525	394,124	286,071	155,672	8,309	1,175,767	1,126,823	20,471	466,358	21,633	673	
2	1,288,748	838,023	390,420	282,703	154,424	7,650	1,164,105	1,116,679	21,156	457,486	20,987	660	
3	1,301,421	799,820	363,589	278,369	148,428	8,687	1,170,367	1,124,353	19,473	449,713	20,133	608	
4	1,229,194	776,879	342,998	264,915	147,561	8,314	1,099,638	1,057,568	19,678	438,450	20,528	558	
2001. 4	1,385,347	924,389	429,016	311,900	160,464	7,500	1,254,525	1,188,637	22,282	513,193	22,695	755	

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9.金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農	協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第二地方銀行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局
残	1999 .	3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867
	2000 .	3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702
	2001 .	3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336
	2001 .	6	736,029	507,235	2,120,188	1,808,560	572,280	1,057,643	180,123	2,474,668
		7	734,051	505,267	2,110,574	1,782,634	567,953	1,051,693	178,312	2,437,606
		8	735,284	505,537	2,109,800	1,777,104	565,479	1,051,469	176,959	2,433,084
		9	732,472	502,706	2,127,844	1,787,442	570,717	1,053,562	175,536	2,419,976
		10	734,919	505,148	2,122,678	1,756,302	562,442	1,047,977	172,548	2,416,928
		11	734,240	504,048	2,168,775	1,773,214	563,620	1,045,148	169,824	2,394,828
		12	745,880	513,113	2,164,499	1,795,647	573,354	1,060,555	168,160	2,404,964
	2002 .	1	738,892	506,103	2,191,177	1,762,850	558,264	1,042,036	162,893	2,399,035
		2	740,538	507,232	2,229,301	1,766,788	557,739	1,040,017	160,020	2,403,183
		3	735,377	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,394,797
		4	737,393	508,870	2,536,660	1,807,259	556,826	1,030,509	153,147	2,395,314
		5	736,437	507,972	2,385,365	1,801,789	553,710	1,024,451	151,942	2,382,927
高	6 P	745,174	517,553	2,333,015	1,829,055	561,744	1,035,281	P 151,978	2,392,298	
前 年 同 月 比 增 減 率	1999 .	3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0
	2000 .	3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9
	2001 .	3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9
	2001 .	6	2.8	3.9	5.0	0.3	1.3	2.1	6.7	4.6
		7	2.9	4.1	3.6	0.0	1.3	1.9	7.2	5.9
		8	3.0	4.3	2.0	0.3	1.2	1.9	7.9	6.1
		9	3.0	4.8	1.0	0.5	1.2	1.7	8.8	6.2
		10	3.0	4.8	2.9	0.4	1.1	1.7	9.5	6.1
		11	3.0	4.5	2.8	0.2	1.6	1.4	10.6	6.0
		12	2.6	4.2	2.1	0.6	1.6	1.0	10.7	5.5
	2002 .	1	2.7	3.7	3.8	0.3	2.8	0.6	11.6	5.2
		2	2.6	3.4	6.0	0.0	1.5	0.1	12.7	4.7
		3	2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2
		4	1.6	3.0	16.8	0.0	2.7	2.0	15.6	4.0
	5	1.6	2.6	9.1	0.6	2.1	1.9	15.2	3.6	
6 P	1.2	2.0	10.0	1.1	1.8	2.1	P 15.6	3.3		

(注) 1. 農協、信農連以外は日銀資料（ホームページ等）による。
2. 全銀および信金には、オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農	協	信	農	連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵	便	局	
残高	1999 .	3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775					
	2000 .	3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781					
	2001 .	3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192					
	2001 .	6	213,649	48,510	2,058,416	1,339,389	445,334	650,941	129,207	P	7,730				
		7	214,142	48,990	2,043,781	1,337,161	444,765	648,030	128,610	P	7,276				
		8	214,520	48,919	2,040,299	1,333,971	442,464	647,152	128,229	P	7,283				
		9	214,548	49,892	2,072,199	1,349,653	448,318	653,108	128,275	P	7,543				
		10	213,783	49,132	2,035,623	1,335,792	443,580	645,988	127,062	P	7,527				
		11	213,629	49,068	2,034,403	1,337,879	443,734	646,571	123,719	P	7,668				
		12	212,356	49,057	2,050,688	1,361,665	451,248	655,294	123,780	P	6,818				
	2002 .	1	211,172	49,043	2,031,125	1,345,543	444,302	644,820	122,177	P	6,821				
		2	211,372	49,082	2,026,174	1,349,733	443,729	641,370	121,510	P	6,863				
		3	212,566	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	P	7,009				
		4	210,676	47,836	2,149,402	1,334,544	437,513	629,184	115,775	P	6,922				
		5	210,774	47,961	2,131,216	1,328,483	434,842	625,897	113,598	P	7,054				
		6	P 210,455	48,489	2,135,807	1,332,366	435,840	627,347	P 104,853	P	6,723				
	前年同月比増減率	1999 .	3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3				
		2000 .	3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1				
2001 .		3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2					
2001 .		6	0.6	9.1	1.3	0.9	6.7	3.6	7.7	P	17.7				
		7	0.6	9.8	2.1	0.3	7.1	4.1	8.1	P	20.9				
		8	0.7	11.1	2.3	0.2	7.1	4.2	7.7	P	20.9				
		9	0.7	9.2	2.5	0.2	6.8	4.2	8.0	P	20.0				
		10	0.7	7.9	2.5	0.0	6.7	4.3	8.0	P	19.5				
		11	0.9	7.7	3.0	0.1	6.9	4.2	10.3	P	17.9				
		12	1.2	7.5	3.7	0.4	7.2	3.7	10.4	P	15.6				
2002 .		1	1.1	7.0	3.8	0.0	7.3	3.2	10.4	P	14.6				
		2	1.3	4.0	4.0	0.1	4.2	3.3	10.4	P	14.2				
		3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.6	P	14.4				
		4	1.7	0.9	3.9	0.8	5.0	4.1	12.5	P	12.9				
		5	1.5	1.0	4.2	0.2	3.3	3.4	12.2	P	13.2				
		6	P 1.5	0.0	3.8	0.5	2.1	3.6	P 18.8	P	13.0				

(注) 1. 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、郵政省ホームページによる。
2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。